

第3編 自然災害応急対策関連資料

資料3-1 職員の配備基準

<情報収集体制における職員の配備基準>

種 別	配 備 時 期	配備内容
情報収集体制	ア. 台風の接近や雨が激しく降る等、情報収集活動の必要がある場合 イ. 大和川で氾濫注意水位（柏原水位観測所：3.2m）に到達するおそれがあるとき ウ. 石川で氾濫注意水位（玉手橋水位観測所：3.9m）に到達するおそれがあるとき エ. 東除川で氾濫注意水位（大堀上小橋水位観測所：2.9m）に到達するおそれがあるとき オ. 大阪府域で震度4を観測した場合 カ. 事態収束後も引き続き情報収集活動の必要がある場合 キ. 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が気象庁から発表された場合	状況に応じ危機管理担当職員により情報収集活動を実施する体制。

<風水害発生時における職員の配備基準>

種 別		配 備 時 期	配備内容
事前配備体制		ア. 市域に気象注意報（大雨・洪水注意報等）が発表され、雨が激しく降るなど、情報連絡活動の必要がある場合 イ. 市域に気象警報（大雨・洪水警報等）が発表された場合 ウ. 大和川で氾濫注意水位（柏原水位観測所：3.2m）に到達したとき エ. 石川で氾濫注意水位（玉手橋水位観測所：3.9m）に到達したとき オ. 東除川で氾濫注意水位（大堀上小橋観測所：2.9m）に到達したとき	最小限の人員で、情報連絡活動を実施する体制。
災害対策初動本部	警戒配備体制	ア. 市域に災害発生のおそれがある気象警報等（大雨・洪水警報等）が発表され、かつ、市域に小規模な災害が発生し始めた場合又は発生するおそれがある場合 イ. 大和川で避難判断水位（柏原水位観測所：5.78m）に到達するおそれがあるとき【※5.5mで参集】 ウ. 石川で避難判断水位（玉手橋水位観測所：4.6m）に到達するおそれがあるとき【※4.4mで参集】 エ. 東除川で避難判断水位（大堀上小橋水位観測所：3.2m）に到達するおそれがあるとき【※3.0mで参集】 オ. その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合	災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制。
	初動配備体制	ア. 市域に特別警報（大雨特別警報等）が発表された場合 イ. 大和川で氾濫危険水位（柏原水位観測所：6.36m）に到達したとき	小規模の災害応急対策を実施する体制。

		ウ. 石川で氾濫危険水位（玉手橋水位観測所：4.8m）に到達したとき エ. 東除川で氾濫危険水位（大堀上小橋水位観測所：3.9m）に到達したとき オ. 市域に災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては直ちに準備又は警戒体制をとる必要がある場合 カ. 市域に局地的な災害が発生し始めた場合又は発生するおそれがある場合 キ. その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合	
災害対策本部	災害対策配備体制	ア. 市域に中規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、初動配備体制では対処できない場合 イ. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合	相当規模の災害応急対策を実施する体制。
	全職員配備体制	ア. 市域に大規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、災害対策配備体制では対処できない場合 イ. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合	市の全力を挙げて防災活動を実施する体制。

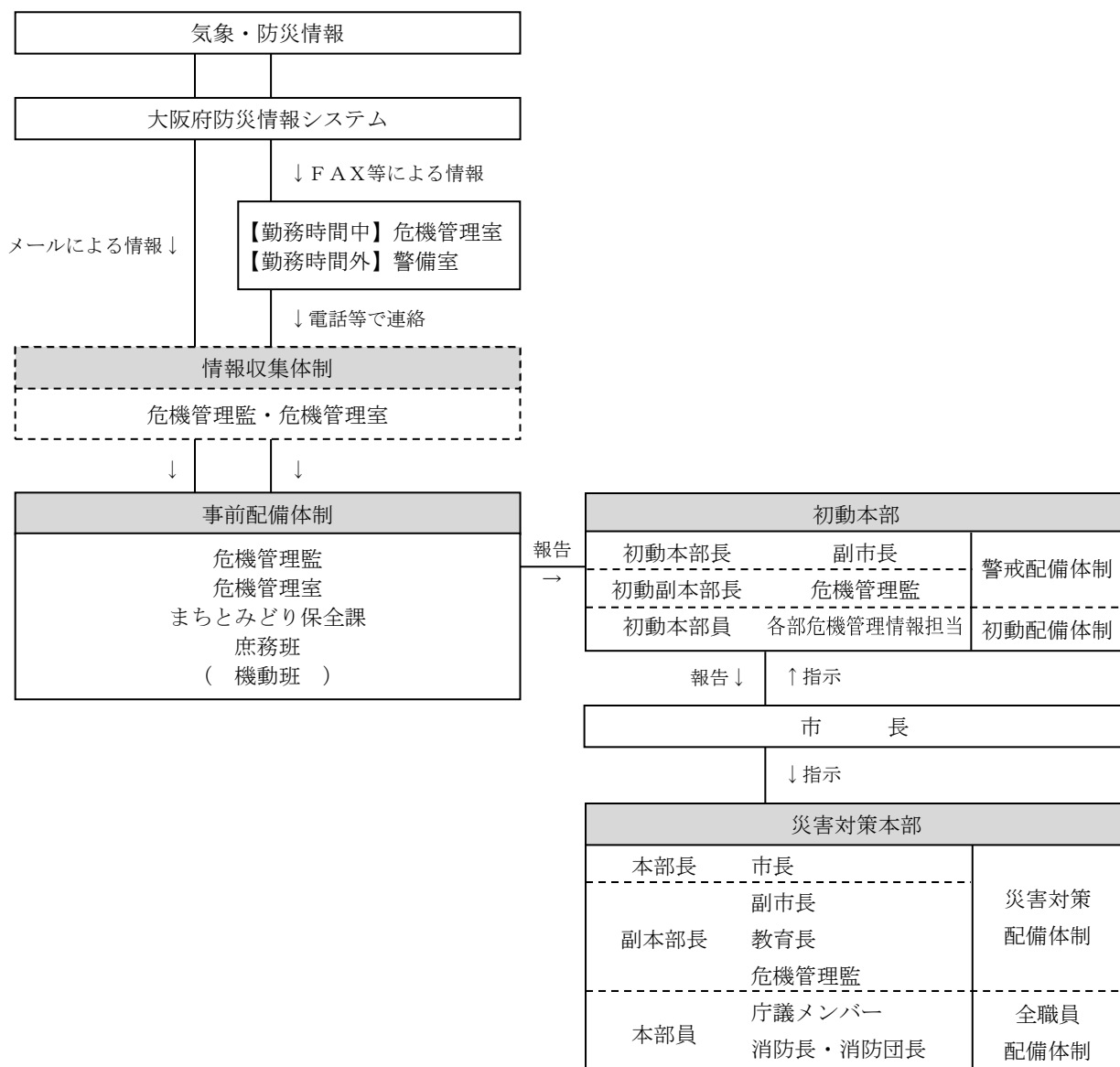
＜地震発生時における職員の配備基準＞

種 別		配 備 時 期	配備内容
災害対策初動本部	警戒配備体制	1. 南河内又は中河内地域で震度4を観測した場合 2. その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合	災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制。
	初動配備体制	1. 南河内又は中河内地域で震度5弱を観測した場合 2. 市域に災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては直ちに準備又は警戒体制をとる必要がある場合 3. 市域に局地的な災害が発生し始めた場合又は発生するおそれがある場合 4. その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合	小規模の災害応急対策を実施する体制。
災害対策本部	災害対策配備体制	1. 南河内又は中河内地域で震度5強を観測した場合 2. 市域に中規模の災害が発生し、又は災害が拡大するおそれがあり、初動配備体制では対処できない場合 3. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合	相当規模の災害応急対策を実施する体制。
	全職員配備体制	1. 南河内又は中河内地域で震度6弱以上を観測した場合 2. 市域に大規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、災害対策配備体制では対処できない場合 3. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合	市の全力を挙げて防災活動を実施する体制。

※震度については、大阪管区気象台の発表による。

資料３－２ 災害時の配備体制

<災害時の配備体制の流れ>



<配備体制と人数>

令和6年4月現在

配備体制		動員数	増員数
情報収集体制		11	—
事前配備体制		23	12
災害対策 初動本部体制	警戒配備体制	63	40
	避難所班・保健衛生支援チーム・建物班出動時	208	145
	初動配備体制	262	54
災害対策 本部体制	災害対策配備体制	281	19
	全職員配備体制	572	291

※ 動員数は本部長及び副本部長以外の本部員を除いた人数。

※ 全職員配備体制人員は特別職、再任用職員・任期付職員等及び小中学校長・教頭等を含む。

資料 3-3 災害対策各班事務内容等

令和 6 年 4 月現在

班名		事務内容	初動本部		災対本部
			警戒配備	初動配備	災対配備
総務隊	①大隊長	総務隊の指揮及び本部との連絡調整	1	1	1
	②中隊長 小隊長		1	1	1
			2	2	2
	③全体調整班	本部事務局に関すること。 ・本部会議の準備・運営 ・対策内容の検討・調整 ・本部関係文書の管理・保存 各隊又は班の調整 ・職員配備状況のまとめ等 現地対策本部との連絡調整 府・他市町村・警察・消防等関係機関との連絡 消防団・水防団との連絡調整 配備職員の食糧・仮眠室等の確保 現地調整所との連絡調整	6	6	6
	④庶務班	気象情報の収集及び伝達 防災無線の基地局の統制 被害状況の総括 ・被害状況の整理・分析・報告 応急資機材の確認・調達 配備及び本部長命令の伝達 本部長・副本部長の秘書 配備職員の状況把握・救護等 報道提供資料の作成（広報班との調整）	14	14	14
		特殊標章の交付・管理			
	⑤広報班	被害状況の写真撮影 報道機関との連絡調整 記者会見の準備・実施 市民への周知・広報	0	0 (2)	0 (2)
	⑥市民対応班	市民からの要請等の受付 区長会との連絡調整 交通・医療・ライフライン等の民間関係 機関との連絡調整	8	8	8
	⑦要配慮者等 支援班	要配慮者・要配慮者利用施設等への情報提供 避難行動要支援者の安否状況集約	0	8	8
	⑧給食班	配備職員及び避難者に対する給食	0	4	8
	⑨車両班	車両の配車運営 配備職員搬送用車両の運転	0	0 (2)	0 (2)
	⑩避難所班	避難所の開設・管理及び避難者の収容 避難行動要支援者の避難誘導等	0	76	76
	⑪避難所保健 衛生支援チーム	避難所での被災者の心のケア及び避難所の公衆 衛生	0	19	19
	⑫建物管理班	施設の管理 避難所班の応援	0	50	50
総務隊小計			32	189	193

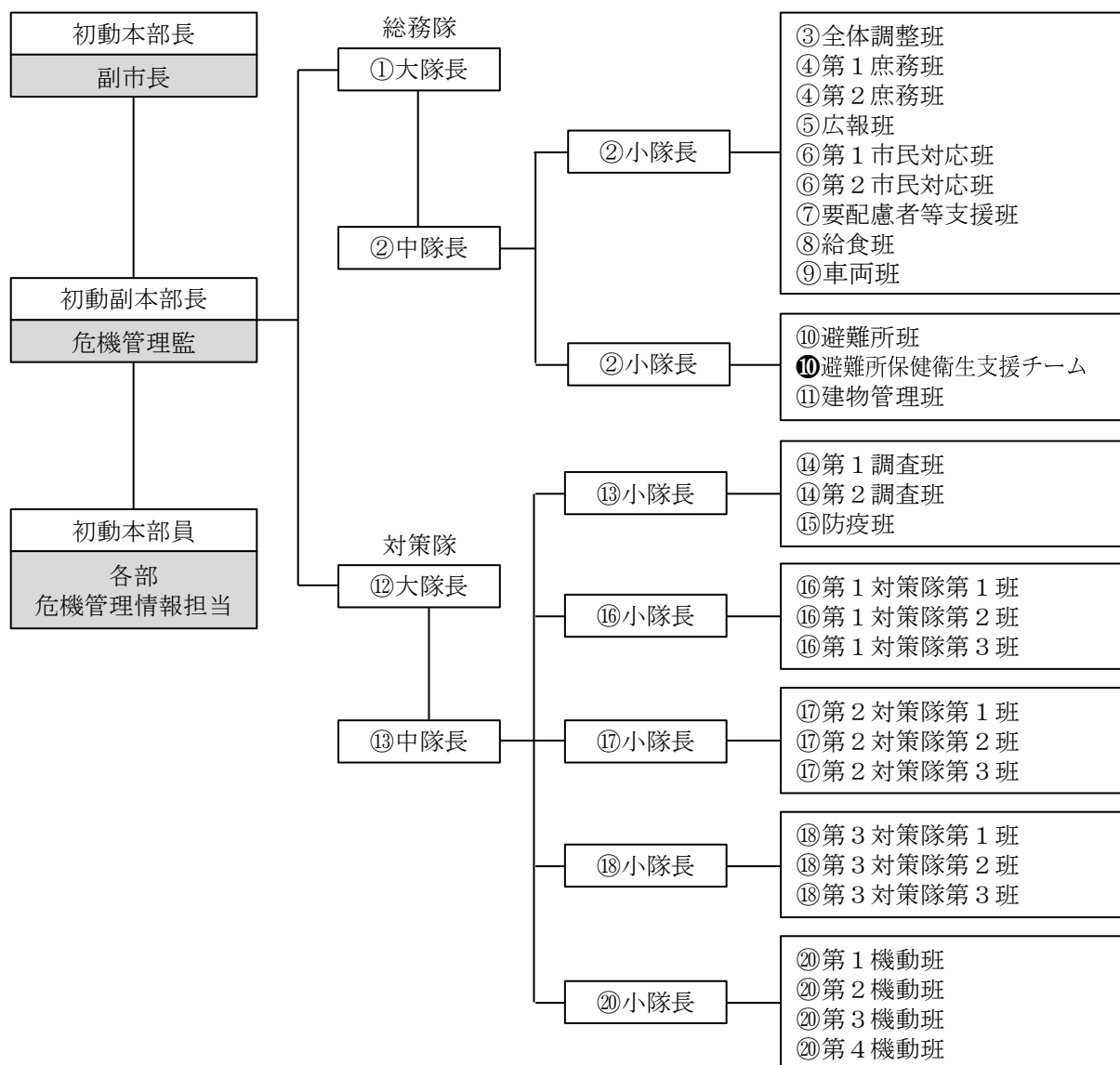
班名		事務内容	初動本部		災対本部
			警戒配備	初動配備	災対配備
対策隊	⑫大隊長	対策隊の指揮及び本部との連絡調整	1	1	1
	⑬中隊長		1	1	1
	小隊長		1	1	1
	⑭調査班	河川・ため池・道路等の状況調査及び被害調査 自主避難者の把握・被害家屋の調査 災害現場での状況把握	8	8	8
	⑮防疫班	防疫対策の実施 くみ取業者との連絡	0	3	3
	⑯～⑳小隊長	現地調整所の設置・運営又は参画等	1	4	5
	⑯第1対策隊	災害現場での応急対策 被災者の捜索及び救出	0	12	12
	⑰第2対策隊		0	12	12
	⑱第3対策隊		0	12	12
	⑲第4対策隊		0	0	12
	㉔機動班	対策隊車両の運転 重機使用による応急対策 災害現場での応急対策	17	17	17
対策隊小計			29	71	84
合計			61	260	277

※表中の人数は、班別の人数であり、本部長・副本部長及び各対策本部員は配備人数に含まない。

【ビブスの色分け】

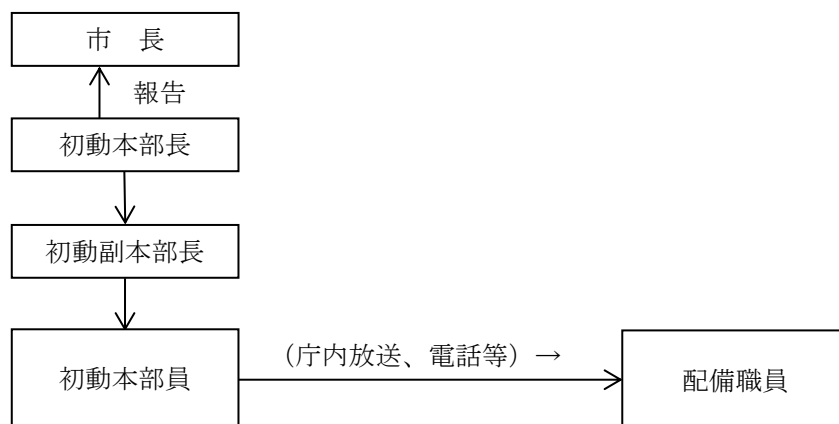
ネイビー	【初動・災対本部】 本部長・副本部長・本部員 【総務隊】 大隊長・中隊長・小隊長・全体調整班 【対策隊】 大隊長・中隊長
ブルー	【総務隊】 庶務班・市民対応班・要配慮者等支援班 建物管理班・広報班
グリーン	【総務隊】 給食班・車両班
オレンジ	【総務隊】 避難所班
ピンク	【総務隊】 避難所保健衛生支援チーム
イエロー	【対策隊】 小隊長・調査班・防疫班・対策隊・機動班

資料３－４ 藤井寺市災害対策初動本部の組織図

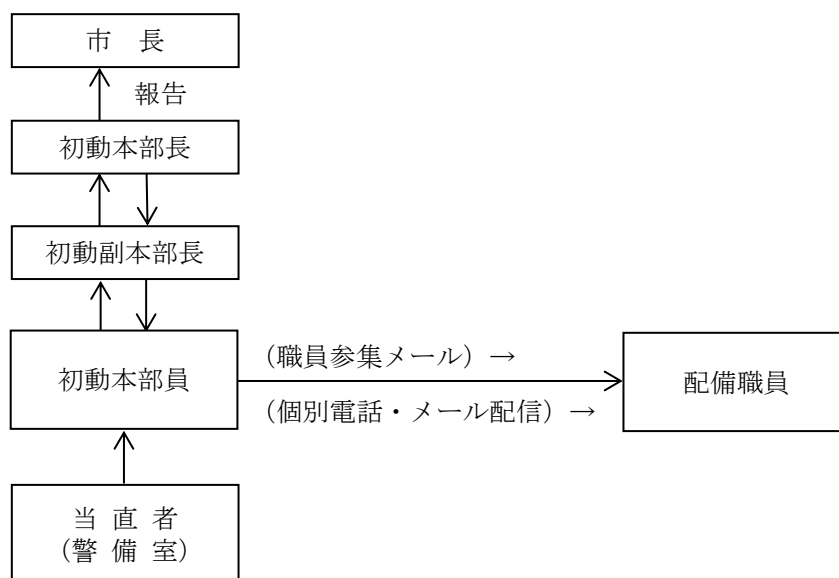


資料３－５ 災害対策初動本部配備指令の伝達

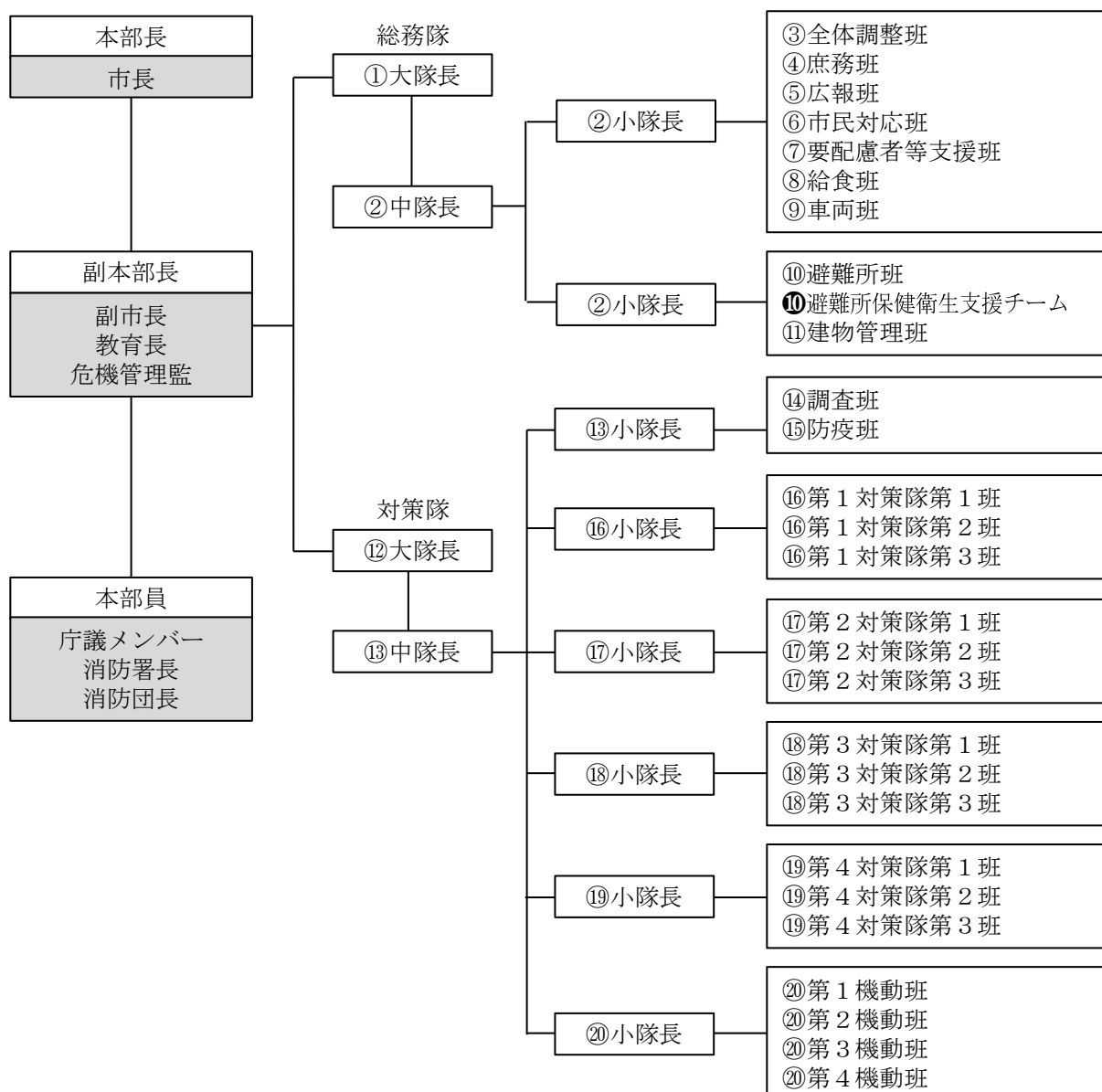
① 勤務時間内



② 勤務時間外



資料３－６ 藤井寺市災害対策本部の組織図



資料３－７ 災害対策本部の組織体制と事務分掌

本表は、災害発生からおおむね１日経過をめぐりに、別表第１による応急対策から全職員体制で対策にあたる際の事務分掌を示す。災害対策本部が解散するまでの間は、本表に基づき対策にあたることとなるが、各対策部長をトップとした指揮命令系統で、各対策部が自律的に行動することが要求される。

また、主担当課とは、あくまでも事務を処理する上での中心課でしかなく、災害の種類、程度により、事務分担に偏りがある場合は、各対策部内で調整を行い、必要に応じて他の対策部に対して応援を要請することができるものとする。

＜災害対策本部の組織体制と事務分掌＞

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
			各課共通	各所管に係る施設等の被害調査と応急措置に関すること
			部長 副部長	各対策部内の事務の調整に関すること 他の対策部への応援要請に関すること
対策本部総括	危機管理監・議会事務局長・選監公固事務局長・会計管理者	危機管理室長	危機管理室	災害対策本部の設置及び廃止に関すること 本部長の指示及び伝達に関すること 防災会議及び災害対策本部会議に関すること 気象、災害情報の収集、伝達、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部、防災関係機関への報告に関すること 災害通信の確保に関すること 職員の非常招集に関すること 自衛隊、隣接市、協定締結市町村及び関係機関への協力要請等に関すること 国・府等への連絡、報告及び要望に関すること 防災関係機関との連絡、調整に関すること 災害に関する文書の収受に関すること 大和川右岸水防事務組合との連絡調整に関すること 消防団の出動要請に関すること 自衛隊の災害派遣要請の依頼及び受入れに関すること 災害救助法の事務に関すること 災害記録に関すること 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること 自主防災組織に関すること 防犯活動に関すること 各対策部の連絡統制に関すること 義援物資に関すること
			会計室	国・府等からの見舞金の出納に関すること 見舞金・災害応急対策経費の支払いに関すること その他経費の支払いに関すること
			議会事務局	議員への連絡に関すること 本部長の特命事項に関すること
			選監公固事務局	所轄事務に係る委員等への連絡に関すること 本部長の特命事項に関すること

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
政策企画対策部	政策企画部長（・理事）	政策企画部危機管理情報担当	秘書課	本部長・副本部長（副市長）の秘書に関する事 渉外に関する事 見舞者等への応接に関する事
			戦略調整課	復旧・復興の総括的計画に関する事 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事
			F M推進課	
			D X推進課	情報機器の保全に関する事
			魅力発信課	災害に関する写真・ビデオ等による記録に関する事 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事 避難指示等の広報に関する事
総務対策部	総務部長	総務部危機管理情報担当	管財課	庁舎、電気施設の保全に関する事 庁舎の警備に関する事 災害用車両の調達配分計画及び燃料の確保に関する事 庁舎の被害調査及び応急措置に関する事 公有財産の被害調査及び応急措置に関する事
			人事課	職員の安否確認に関する事 職員の公務災害等の補償に関する事 職員の仮眠室等、健康管理に関する事 職員の給食及び被服等に関する事
			行財政管理課	災害対策費関係資料の作成及び報告に関する事 市の災害起債に関する事 市の災害復旧資金計画及び資金調達に関する事 災害対策費の収入支出及び決算に関する事
			税務課	罹災証明に関する事 被災家屋調査に関する事 災害に伴う税の減免に関する事
			契約検査課	食料及び物資の調達、確保に関する事 食料及び物資の供給に関する事 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関する事 緊急時における関係業者等への協力依頼、連絡調整に関する事
市民生活対策部	市民生活部長（・理事）	市民生活部危機管理情報担当	市民課	市民の安否確認に関する事 遺体安置所等の運営等に関する事 被災者の給食に関する事
			協働人権課	市民総合会館の被害調査及び応急対策に関する事 市民からの相談・要望の受付、本部への報告に関する事 外国人に対する情報提供及び相談に関する事 地区自治会への協力要請に関する事
			商工労働課	商工業の被害調査、復旧に関する事 被災商工業者の復旧資金の融資あっせん事務に関する事 不正計量防止に関する事 商工会との連絡調整に関する事
			観光課	来訪者に関する事

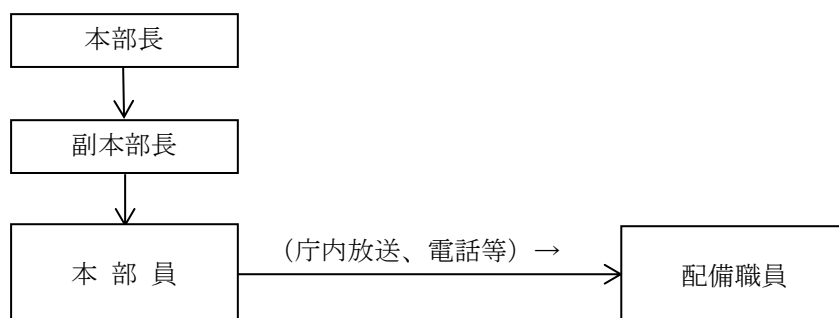
	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
			環境衛生課	防疫資材及び防疫薬品の整備に関する事 防疫対策の実施に関する事 し尿及びごみ処理に係る応急対策に関する事 塵芥収集計画及び廃棄物の処理に関する事 災害廃棄物等、廃材等の処理（他の部の所管は除く）に関する事 清掃施設、清掃業者の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事
健康福祉対策部	健康福祉部長	健康福祉部危機管理情報担当	福祉総務課	義援金の受領及び分配、災害弔慰金に関する事 見舞金の交付に関する事 避難行動要支援者対策に関する事 社会福祉協議会との連絡調整に関する事
			法人指導課	社会福祉施設の被害調査、報告に関する事
			生活支援課	生活保護世帯、生活困窮者、行旅の被災状況調査に関する事
			高齢介護課	避難行動要支援者対策に関する事 被災者に対する介護保険の減免等に関する事 老人福祉センターの被害調査及び応急対策に関する事
			健康・医療連携課	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、医療機関等との連絡調整に関する事 救護所の設置・運営に関する事 医療救護活動に関する事 応援・派遣保健師の調整及び要請に関する事 被災者への心のケアに関する事 感染症の予防等、公衆衛生に関する事 災害医療センター及び地域医療救護班との連絡調整に関する事 保健衛生関係被害及び医療機関の被害状況の調査、報告に関する事 保健センターの被害調査及び応急対策に関する事
			保険年金課	被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の減免等に関する事
こども未来対策部	こども未来部長	こども未来部危機管理情報担当	子育て支援課	子育て関係団体との連絡調整に関する事
			こども施設課	市立保育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 被災した園児・保育児童の状況調査、応急対策、及び応急保育等に関する事 民間保育施設等の被害調査、報告に関する事
			こども育成課	
			各保育所・こども園・幼稚園	園児・保育児童の安全対策に関する事 園児・保育児童の避難誘導及び収容に関する事

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
都市整備対策部	都市整備部長	都市整備部危機管理情報担当	都市デザイン課	建物の応急危険度判定に関する事 応急危険度判定の実施に関する事 空家対策に関する事 市有建物の応急修理及び緊急装置の準備に関する事 応急仮設住宅の建設に関する事 所管工事現場の災害防止に関する事 復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関する事 現場員に対する物資の配給に関する事
			まち建設課	道路・所管工事現場の災害防止に関する事
			まちとみどり保全課	道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事 土砂、災害廃棄物等、廃材等道路障害物の除去及び道路啓開に関する事 応急資機材の調達に関する事 河川、水路の被害調査、報告に関する事 用排水路等の障害物除去及び応急対策に関する事 法定外公共物の管理・運営に関する事 交通対策関係機関等との連絡調整に関する事 ため池管理者との連絡調整に関する事 ため池の被害調査及び応急対策に関する事 樋門の管理に関する事 農作物、農地の被害調査に関する事 公園・街路樹等の被害調査及び応急対策に関する事 災害用農林金融あっせんに関する事
			下水道課	雨水ポンプ場の管理・運営に関する事 公共下水道施設の被害調査、報告に関する事 公共下水道の応急対策に関する事 浸水箇所等の確認巡視及び応急対策に関する事 所管工事現場の災害防止に関する事 公共下水道の復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関する事
教育対策部	教育部長	教育部危機管理情報担当	教育総務課	教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 被災した児童・生徒に関する学用品の調達及び支給に関する事 民間教育施設の被害調査、報告に関する事
			学校教育課	被災した児童・生徒の状況調査及び応急措置に関する事 応急教育に関する事
			文化財保護課	文化財の保護に関する事
			生涯学習課	生涯学習センターの被害調査及び応急対策に関する事 避難所の開設及び収容に関する事 放課後児童会に関する事
			スポーツ振興課	体育施設の被害調査及び応急対策に関する事 避難所の開設及び収容に関する事
			図書館	図書館の被害調査及び応急対策に関する事

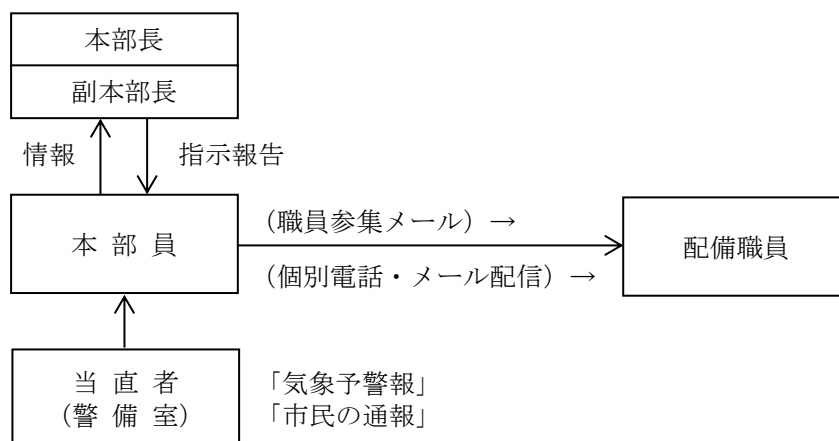
	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
	各小中学校長	各小中学校教頭		避難所の開設及び収容に関すること 学校内の避難場所の選定に関すること 避難所開設から市職員が派遣されるまでの避難所管理に関すること 児童・生徒の安全対策に関すること 児童・生徒の避難誘導及び収容に関すること 教員の動員、補充に関すること 休校、授業短縮の措置及び開校準備に関すること

資料 3－8 藤井寺市災害対策本部配備指令の伝達

① 勤務時間内



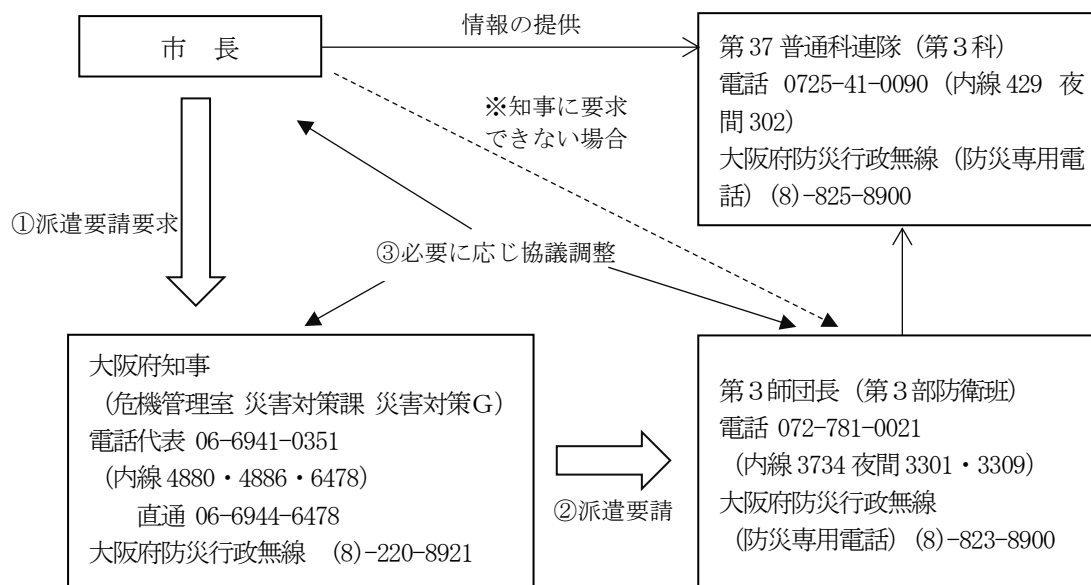
② 勤務時間外



資料３－９ 自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順（集結場所含む）

藤井寺市担当部隊（陸上自衛隊第３師団第３７普通科連隊）

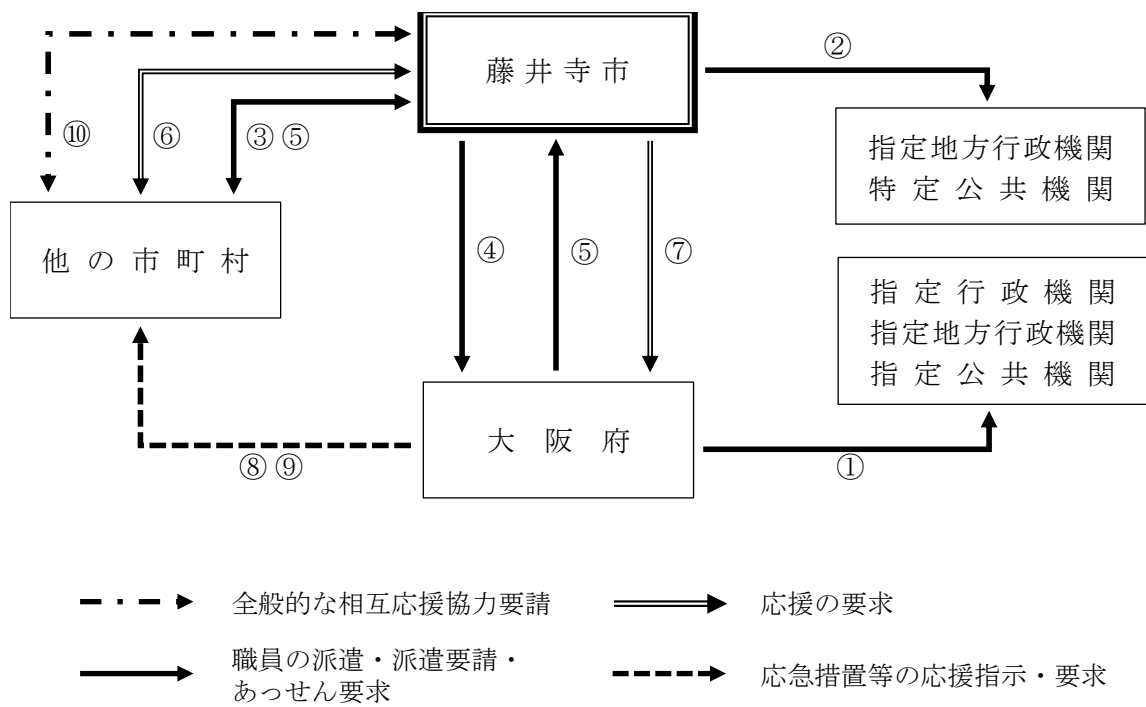
〒594-8502 和泉市伯太町官有地 TEL 0725-41-0090



<派遣部隊の集結場所>

青少年運動広場 A	大井 1-433-3
青少年運動広場 B	大井 1-433-2

資料３－１０ 法律、協定に基づく応援協力の要請系統（応援部隊の集結場所含む）



内容		根拠法令等	
①	職員の派遣要請	災害対策基本法	第 29 条第 1 項
②			第 29 条第 2 項
③		地方自治法	第 252 条の 17
④	職員の派遣あっせん要請	災害対策基本法	第 30 条第 1 項、第 2 項
⑤	職員の派遣	地方自治法	第 252 条の 17
⑥	応援の要求	災害対策基本法	第 67 条
⑦			第 68 条
⑧	他の市町村の応援指示		第 72 条第 1 項
⑨	他の市町村の応援要求		第 72 条第 2 項
⑩	全般的な相互応援協力要請	相互応援協定	

< 応援部隊の集結場所 >

スポーツセンター	林 1－18－4
----------	----------

資料３－１１ 相互応援協定の状況

(１) 相互応援協定の状況

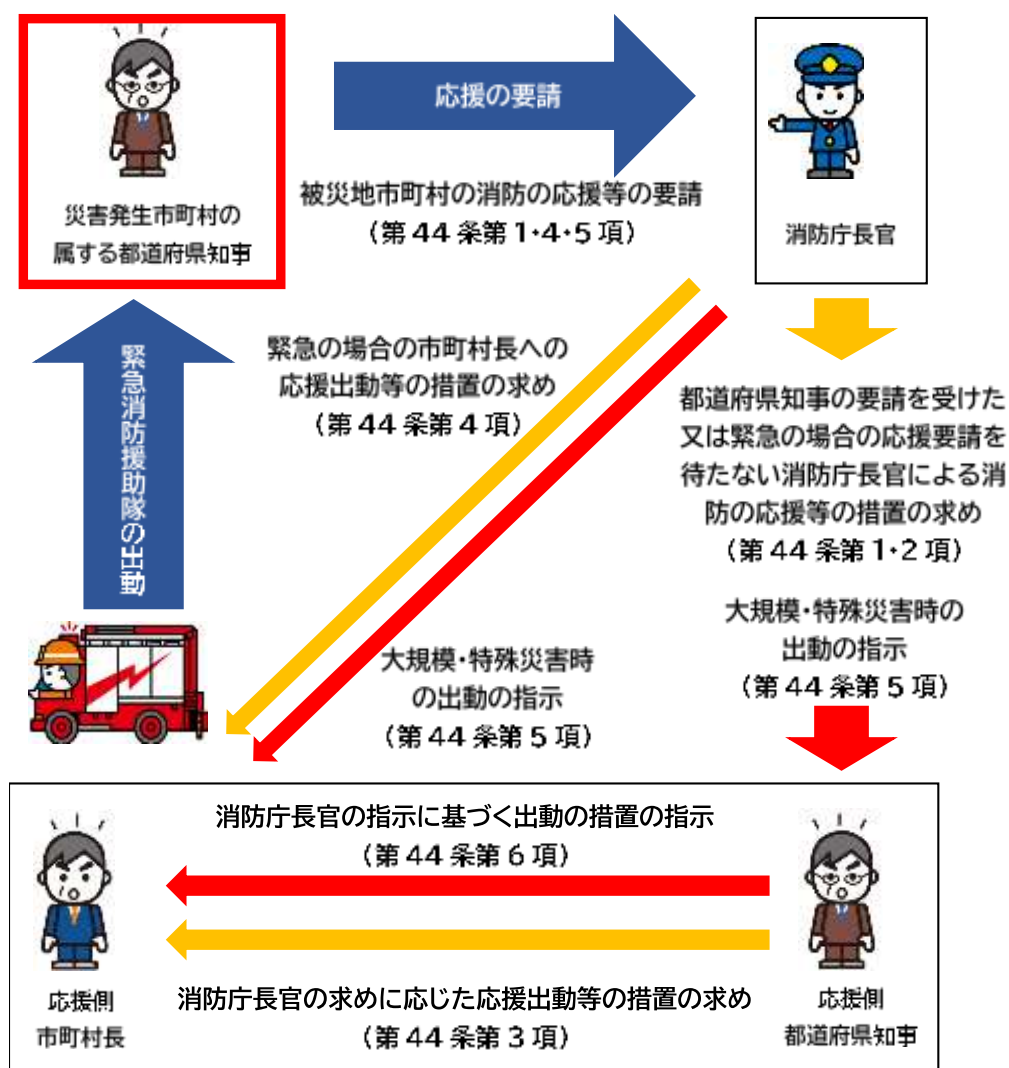
協 定 名	締結年月日	協 定 機 関	内 容
災害相互応援協定	H17. 2. 1	中河内地域並びに南河内地域の 9 市 2 町 1 村	全ての災害
災害時相互応援協定	H23. 9. 1	堺市と南河内地域（ 6 市 2 町 1 村）	全ての災害
大阪府中ブロック消防相互応援協定	H17. 2. 1	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合	全ての災害
西名阪自動車道消防相互応援協定	H26. 4. 1 (再締結)	奈良県広域消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合、松原市	全ての災害
柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市消防相互応援協定	H20. 10. 1	柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市	全ての災害
南阪奈道路消防相互応援協定	H26. 4. 1 (再締結)	堺市・柏原羽曳野藤井寺消防組合、富田林市、奈良県広域消防組合	全ての災害
航空消防応援協定書	H22. 4. 1 (再締結)	大阪市・柏原羽曳野藤井寺消防組合	全ての災害、消防訓練、火災予防・広報・調査・その他業務
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	H26. 1. 31 (再締結)	大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、柏原市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市	航空機災害
八尾市、柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定	H26. 6. 1 (再締結)	八尾市、柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	全ての災害
大阪府下広域消防相互応援協定	H26. 4. 1 (再締結)	市町村及び消防組合	大規模な災害
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	H26. 4. 1 (再締結)	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、奈良県広域消防組合	林野火災
阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定	H26. 4. 1 (再締結)	柏原市、羽曳野市、富田林市、太子町、柏原羽曳野藤井寺消防組合、香芝市、葛城市、奈良県広域消防組合	林野火災

(2) その他の協定の状況

協 定 名	締結年月日	協 定 機 関	内 容
災害相互物資援助協定	H14. 5. 24	大阪府藤井寺市、滋賀県近江八幡市、和歌山県御坊市	物資援助
大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定書	H10. 4. 1	大阪府、柏原羽曳野藤井寺消防組合	無線設備の管理
中河内消防救急業務指導に関する協定	H10. 5. 1	大阪府立中河内救命救急センター、東大阪市、八尾市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、中河内救命救急センター救急業務連絡協議会	救急業務指導
阪神高速道路 1 4 号松原線の応援出場に係る覚書	H11. 7. 1	柏原羽曳野藤井寺消防組合、松原市	消防業務
市域境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定	H20. 10. 1	柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市	立入検査、消防設備設置指導、防火管理、火災原因調査等
特異疾患を有する園児、児童及び生徒の情報提供並びに管理に関する協定書（柏原市）	H23. 6. 23	柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	救急業務
特異疾患を有する園児、児童及び生徒の情報提供並びに管理に関する協定書（藤井寺市）	H23. 6. 29	藤井寺市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	救急業務
特異疾患を有する園児、児童及び生徒の情報提供並びに管理に関する協定書（羽曳野市）	H23. 7. 1	羽曳野市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	救急業務
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 6. 21	近畿地方整備局、藤井寺市	職員等の派遣、機材等の貸付他
保安 3 法事務連携機構おおさかの設立に関する協定	H26. 4. 1 (再締結)	大阪府下全消防本部	保安 3 法事務
境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定	H26. 6. 1 (一部改正)	松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	立入検査、消防設備設置指導、防火管理、火災原因調査等
境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定	H26. 6. 1 (一部改正)	八尾市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	立入検査、消防設備設置指導、防火管理、火災原因調査等

協 定 名	締結年月日	協 定 機 関	内 容
災害時の避難ビルとしての使用に関する協定書	H27. 1. 14	大阪府、藤井寺市	大阪府営住宅の避難ビルとしての施設利用
大和川下流流域下水道大井水みらいセンター施設への一時避難に関する協定書	H27. 1. 16	大阪府南部流域下水道事務所、藤井寺市	広域避難場所及び緊急避難場所としての施設利用
災害発生時の施設使用に関する協定書	R3. 1. 18	藤井寺市、大阪府羽曳野警察署	警察署庁舎が倒壊等で使用できなくなった場合の市庁舎の使用

資料３－１２ 緊急消防援助隊の応援等要請・出動スキーム
(大阪府への応援要請等の連絡窓口含む)



<大阪府への応援要請等の連絡窓口>

大阪府	時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	FAX番号
危機管理室	昼間	危機管理室 消防保安課	N T T 06-6944-6458 06-6944-3947	N T T 06-6944-6654
			無線 200-4868 200-4874 200-4876	無線 220-8820 220-8821
	夜間	危機管理室 当直室	N T T 06-6944-6021	
			無線 200-4887	

資料 3-13 民間との協力

<労働力の確保>

① 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急措置 (災害応急措置全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市 長
		〃 第 65 条第 2 項	警 察 官
		〃 第 65 条第 3 項	自 衛 官
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 第 7 条	知 事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急措置 (災害対策基本法第 50 条第 1 項第 4 号～第 9 号の事項の応急措置実施に特に必要な施設・土地・家屋・物資の管理、使用、収容等) (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知 事 委任を受けた 市 長
	協力命令	〃 第 71 条第 2 項	
	保管命令		
災害応急措置 (災害応急措置全般)	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警 察 官
消 防 作 業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

② 従事命令の対象者

命令区分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法による市長、警察官、自衛官の従事命令 (災害応急措置全般)	当該市の区域内の市民又は、当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急措置全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
従事命令 (消防作業) 従事命令 (水防作業)	火災の現場附近にある者 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

資料３－１４ 民間との協定の状況

協定名	締結年月日	協定機関	内容
災害時における応急対策等への協力に関する協定書	H20. 09. 19	藤井寺市、藤井寺建設業協同組合	道路、河川等の公共施設の応急対策及び応急復旧
災害時における物品の供給協力に関する協定書	H24. 04. 01	藤井寺市、大阪いずみ市民生活協同組合	物品調達・輸送
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	H24. 07. 27	藤井寺市、認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会	被災者の捜索活動・被災市民のこころのケア
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 04. 01 (再締結)	藤井寺市、イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー	物品調達・搬送
災害時等の緊急放送における協定	H26. 07. 01	藤井寺市、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジュピターテレコム	緊急放送
災害時における廃棄物の収集運搬の救援に関する協定書	H26. 12. 04	藤井寺市、藤井寺環境衛生事業協同組合	災害廃棄物(し尿等を含む。)の収集及び運搬の救援
緊急避難場所の利用に関する協定書	H27. 01. 09	藤井寺市、道明寺	緊急避難場所としての施設利用
緊急避難場所の利用に関する協定書	H27. 01. 31	藤井寺市、道明寺天満宮	緊急避難場所としての施設利用
帰宅困難者一時滞在施設の利用に関する協定書	H27. 02. 19	藤井寺市、学校法人四天王寺学園	帰宅困難者一時滞在施設としての施設利用
災害時における情報提供に関する協定書	H31. 01. 24	藤井寺市、大阪ガス株式会社	ガス復旧状況等の情報提供
災害時の医療救護活動に関する協定書	H31. 02. 01	藤井寺市、一般社団法人藤井寺市歯科医師会	歯科医療救護班の派遣
災害時の医療救護活動に関する協定書	H31. 03. 01	藤井寺市、藤井寺市薬剤師会	薬剤師の派遣
災害時の医療救護活動に関する協定書	H31. 04. 26	藤井寺市、一般社団法人藤井寺市医師会	医療救護班の派遣
帰宅困難者一時滞在施設の利用に関する協定書	R1. 07. 10	藤井寺市、大阪緑涼高等学校	帰宅困難者一時滞在施設としての施設利用
災害時における支援協力に関する協定書	R1. 09. 14	藤井寺市、株式会社ダイエー	物品調達・搬送

協定名	締結年月日	協定機関	内容
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	R1. 09. 26	藤井寺市、大栄環境株式会社	災害廃棄物の撤去・積込・収集・運搬・処分・災害廃棄物処理計画等の策定及び策定支援
災害時における復旧支援協力に関する協定	R2. 02. 12	藤井寺市、公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の早期復旧支援
災害時等における宿泊施設の利用に関する協定	R2. 09. 01	藤井寺市、旅館千成家	要配慮者のための避難所としての施設利用
災害時等における宿泊施設の利用に関する協定	R2. 10. 01	藤井寺市、春日屋旅館	要配慮者のための避難所としての施設利用
災害に係る情報発信等に関する協定	R03. 06. 30	ヤフー株式会社	防災情報等の発信支援
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	R03. 07. 01	西日本電信電話株式会社 関西支店	避難所で利用できる電話回線の設置等
災害時における燃料の供給に関する協定書	R03. 09. 01	大正石油株式会社	自家発電設備・公用車等への燃料供給
災害時等における緊急一時避難施設の使用に関する協定書	R03. 09. 15	三菱 UFJ 信託銀行株式会社	緊急避難場所としての施設利用
災害時等における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	R04. 08. 31	南海グリーフサポート株式会社	緊急避難場所としての施設利用、遺体の安置・搬送等
災害時等における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	R04. 08. 31	有限会社寺内葬祭	遺体の安置・搬送等
災害時等における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	R04. 08. 31	総合葬祭トミヤマ株式会社	遺体の安置・搬送等

協定名	締結年月日	協定機関	内容
災害時等における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	R04. 08. 31	株式会社花利	遺体の安置・搬送等
災害時における電動車両等の支援に関する協定	R04. 10. 03	西日本三菱自動車販売(株)及び三菱自動車工業(株)	外部給電車両の貸与
災害時等における支援協力に関する協定書	R04. 11. 17	株式会社サンプラザ	物品調達・搬送、緊急避難場所としての施設利用
災害時における物資供給の協力に関する協定書	R05. 01. 18	株式会社 万代	物品調達・搬送
地域防災力の向上を目指した外部給電車両の活用に関する協定	R05. 03. 02	大阪トヨタ自動車(株)、大阪トヨペット(株)、トヨタカローラ南海(株)、ネットトヨタ南海(株)及びトヨタモビリティパーツ(株)	外部給電車両の貸与
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	R05. 03. 29	株式会社 ナガワ	レンタル機材の貸与
災害時におけるL P ガスの供給協力に関する協定	R06. 03. 19	一般社団法人大阪府L P ガス協会 南河内北支部	L P ガスの供給
災害時における物資輸送等に関する協定	R 06. 03. 26	福山通運株式会社八尾支店	備蓄品等の配送、物資拠点の運営補助等

資料３－１５ 気象警報・注意報（気象情報等を含む）

<特別警報の種類と警告内容>

警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。気象庁では以下の６種類の特別警報を発表しています。

大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当します。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。避難が必要とされる警戒レベル４に相当します。

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

<津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準>

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」*、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています（下表を参照）。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3 mを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

（*）噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4又は5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

<緊急地震速報と地震動の特別警報、警報及び予報との関係>

地震動の特別警報、警報及び予報については以下の区分で運用します。

なお、その名称については、「緊急地震速報」の名称で一般に認知されつつあることを踏まえ、以下のとおり引き続きこの名称を用いて発表します。

地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

（※）2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

<警報の種類と警告内容>

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の7種類の警報を発表しています。

大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。
大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。暴風による重大な災害に加えて暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」を発表します。
波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

<注意報の種類と注意喚起内容>

注意報とは、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の16種類の注意報を発表しています。

大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられます。
大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害に加えて強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」を発表します。
波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。
雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表します。
融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表します。
霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表します。

注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

<大阪府の警報・注意報発表基準一覧表>

(大阪管区气象台管内)

令和5年6月8日現在

発表官署		大阪管区気象台				
府県予報区		大阪府				
一次細分区域		大阪府				
市町村等をまとめた地域		大阪市	北大阪	東部大阪	南河内	泉州
警報	大雨	区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合				
	暴風（平均風速）	陸上 20m/s, 海上 25m/s	20m/s			陸上 20m/s ^{*1} , 海上 25m/s
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う			陸上 20m/s ^{*1} , 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	12 時間降雪の 深さ 10cm	平地 12 時間降雪の深さ 10cm, 山地 12 時間降雪の深さ 20cm			
	波浪（有義波高）	3. 0m				3. 0m
	高潮	区域内の市町村で別表 5 の基準に到達することが予想される場合				
注意報	大雨	区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合				
	強風（平均風速）	陸上 12m/s, 海上 15m/s	12m/s			陸上 12m/s ^{*2} , 海上 15m/s
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う			陸上 12m/s ^{*2} , 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	12 時間降雪の 深さ 5cm	平地 12 時間降雪の深さ 5cm, 山地 12 時間降雪の深さ 10cm			
	波浪（有義波高）	1. 5m				1. 5m
	高潮	区域内の市町村で別表 5 の基準に到達することが予想される場合				
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧（視程）	陸上 100m, 海上 500m	100m			陸上 100m, 海上 500m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%				
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上又はかなりの降雨 ^{*3}				
	低温	最低気温-5℃以下				
	霜	4 月 15 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下				
	着氷					
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 山地 40cm 以上気温：-2℃～2℃				
記録的短時間大雨情報 （1 時間雨量）		100mm				

*1 関空島（アメダス）の観測値は 25m/s を目安とする。

*2 関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。

*3 気温は大阪管区气象台の値。

注）表中の別表1～5については本資料に掲載していない。

府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

< 藤井寺市の警報・注意報発表基準一覧表 >

令和2年8月6日現在
発表官署 大阪管区气象台

藤井寺市	府県予報区	大阪府		
	一次細分区域	大阪府		
	市町村等をまとめた地域	南河内		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準＊1	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川下流〔柏原〕， 大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	114	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準＊1	—	
		指定河川洪水予報による基準	大和川下流〔柏原〕， 大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40％で実効湿度60％		
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨＊2		
	低温	最低気温-5℃以下		
	霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下		
	着氷			
着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は大阪管区气象台の値。

市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (7) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
1 km四方毎の基準値については、別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「〇〇川流域＝10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (9) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (10) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

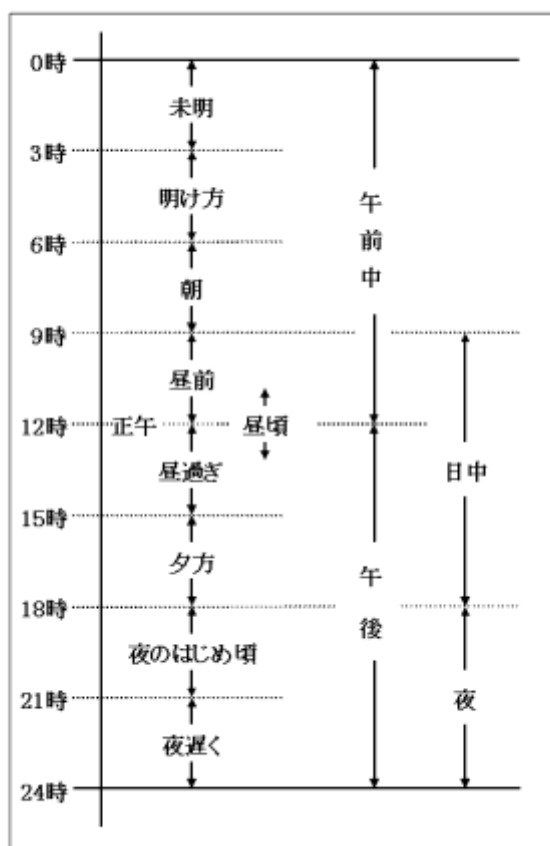
警報や注意報は、気象要素(雨量、風速、波の高さなど)が基準に達すると予想した区域に対して発表します。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがあります。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもあります。

<気象情報>

竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表します。対象地域内で竜巻等の発生する可能性が高まっている領域については、竜巻発生確度ナウキャストでご確認ください。 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度 2 が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から約 1 時間です。発表後すみやかに防災機関や報道機関へ伝達されます。
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに発表します。その基準は、1 時間雨量歴代 1 位又は 2 位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決めています。この情報は、大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するもので大雨を観測した観測点名や市町村等を明記しています。

◆気象用語

<一日の時間細分（府県天気予報の場合時間細分）>



<継続>

用 語	説 明
きょう一杯	予報発表時から24時まで
あす一杯	あすの0時から24時まで
2～3日	今日を含めて2～3日を指し、状況によって過去の期間をいう場合と未来の期間をいう場合がある。
数 日	4～5日程度の期間
しばらく	2～3日以上で1週間以内の期間を指し、状況によって過去の期間をいう場合と未来の期間をいう場合がある。

気象庁ホームページより抜粋

資料 3－16 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

< 警報の危険度分布等の概要 >

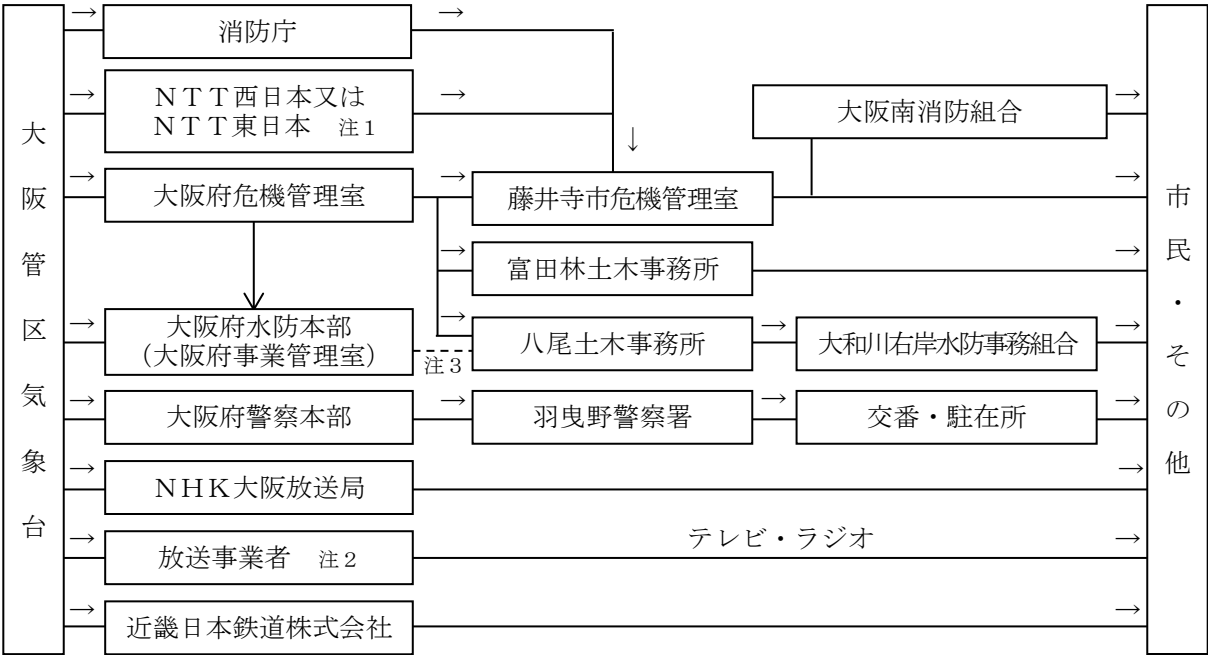
種 類	概 要
大雨警報（浸水害） の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の 危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の 予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

資料 3-17 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報	- 震度 5 弱以上の揺れが予想された場合 - 最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想された場合	震度 5 弱以上の揺れが予想された場合、震度 4 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して緊急地震速報（警報）を発表。また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想された場合は、緊急地震速報（予報）を発表。 なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注 1）	以下のいずれかを満たした場合 - 震度 3 以上 - 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 - 若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注 1）	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 - マグニチュード 7.0 以上 - 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

注 1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

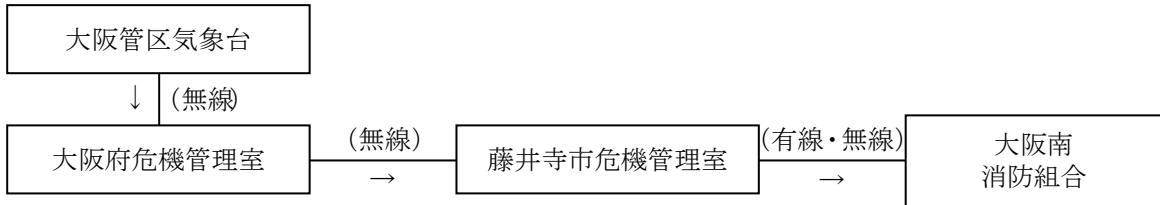
資料 3－1 8 気象予警報等の伝達系統図



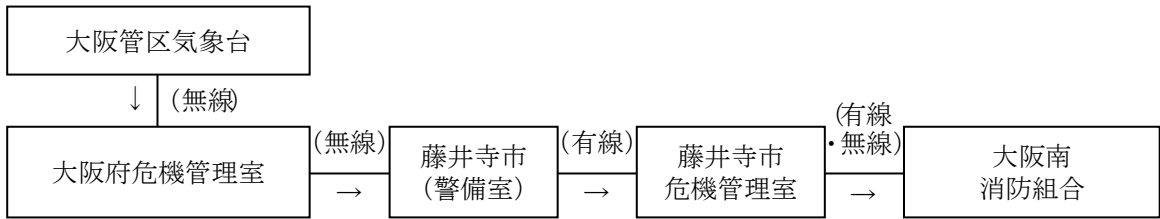
※注 1） N T T 西日本又はN T T 東日本からは特別警報、警報のみが伝達される。
注 2） 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、(株)日経ラジオ社大阪支社、(株)ジェイコムウエスト、(株)テレビ岸和田、箕面FMまちそだて(株)、テレビ大阪(株)、(株)FM802 (FMCO.CO.LO) の 1 1 社である。
注 3） 別途F A Xによる水防連絡
注 4） 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

<大阪府危機管理室から本市への伝達系統>

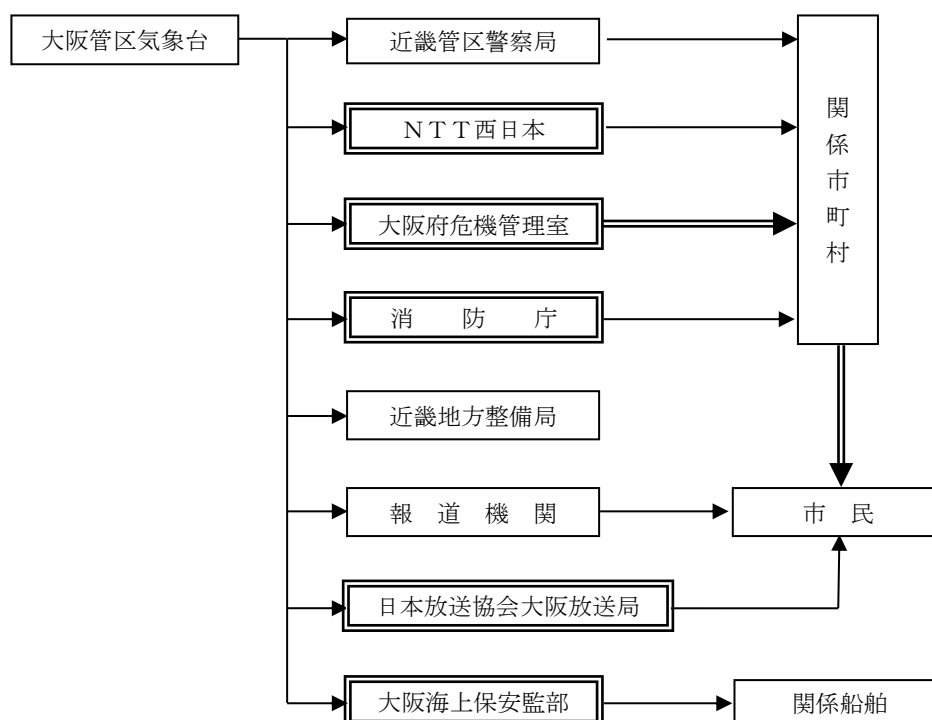
(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



< 特別警報の伝達系統図 >

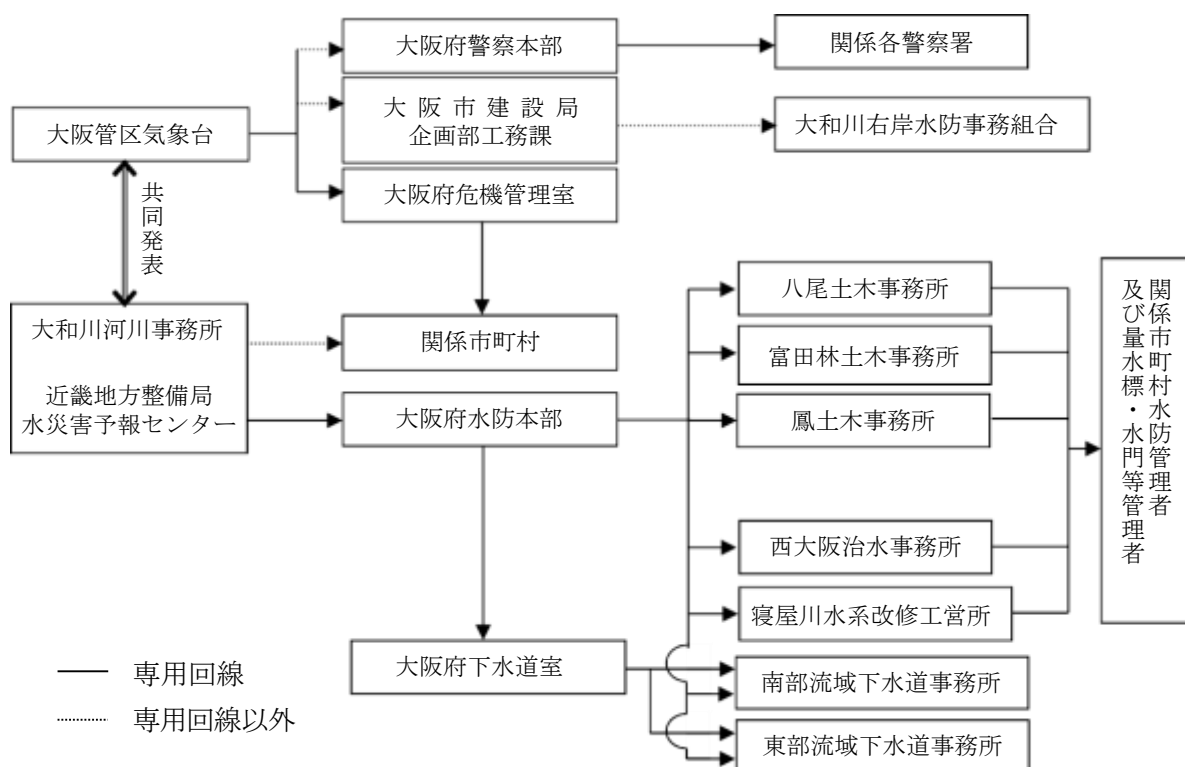


- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
- 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている。

資料３－１９ 大阪管区气象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）

種 類	発 表 の 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点（柏原）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点（柏原）の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点（柏原）の水位が氾濫危険水位に達したとき。 避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。

<大和川洪水予報通信連絡系統図>

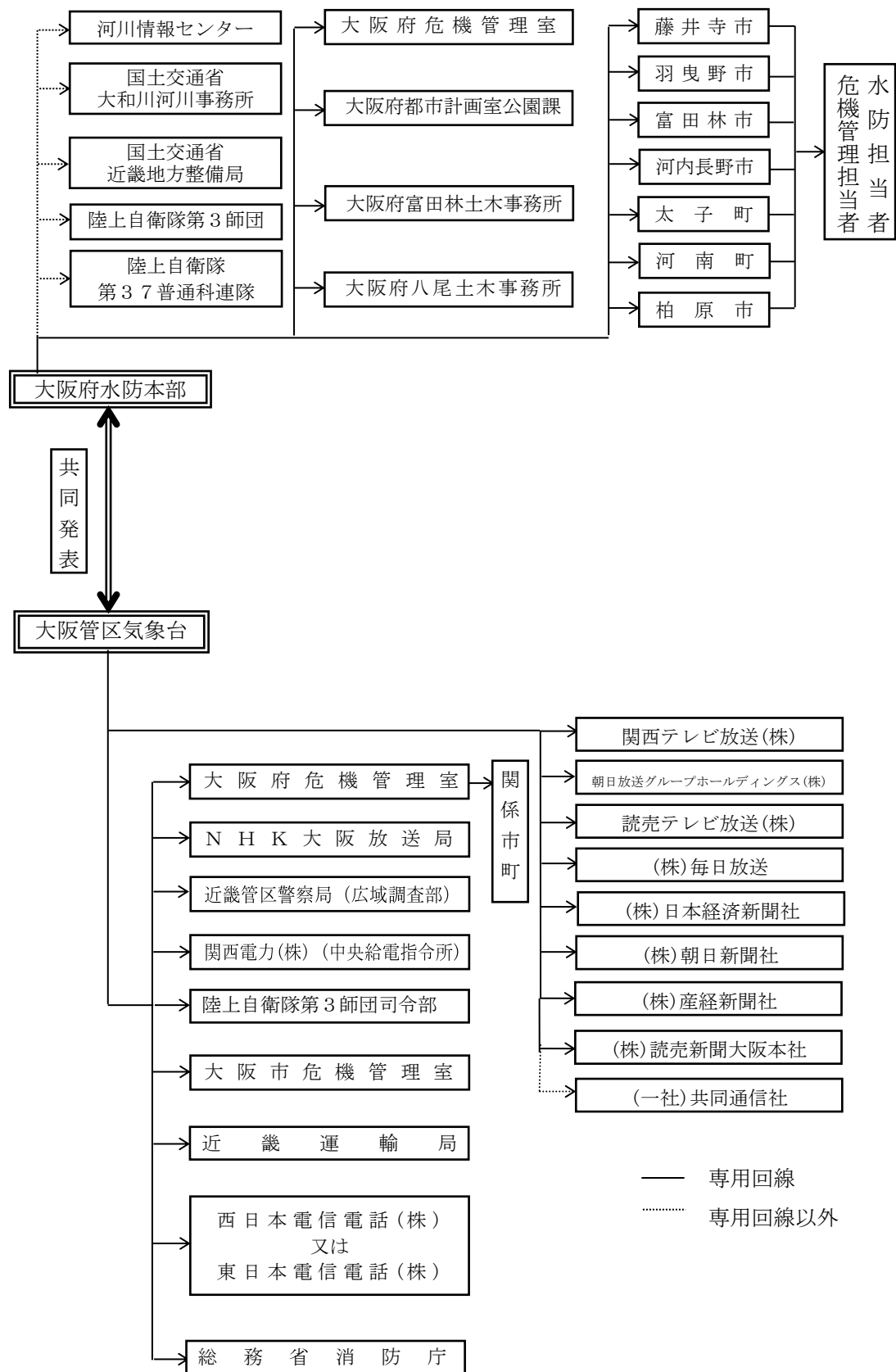


資料３－２０ 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）

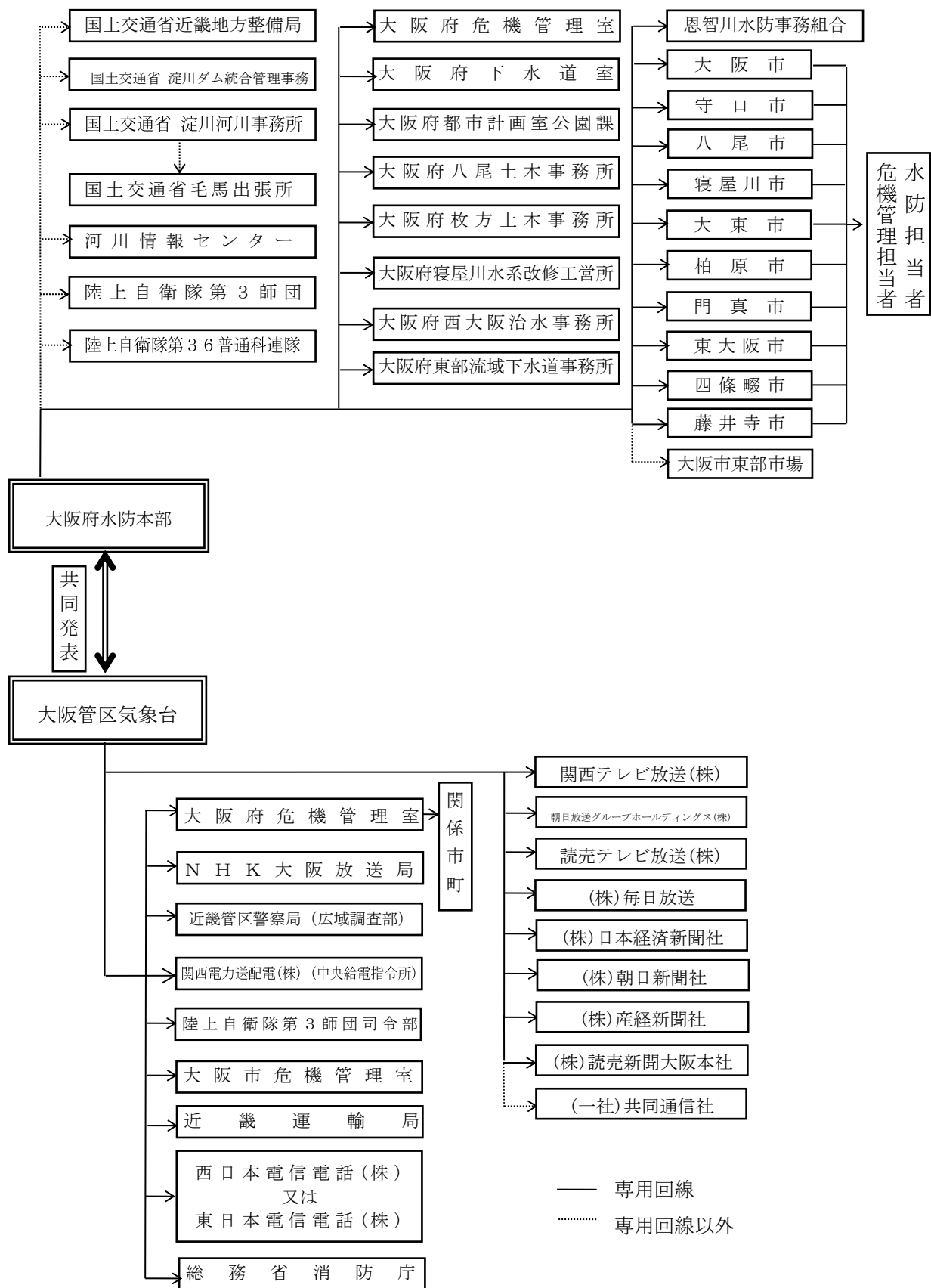
＜発表の基準＞

種 類	発 表 の 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。

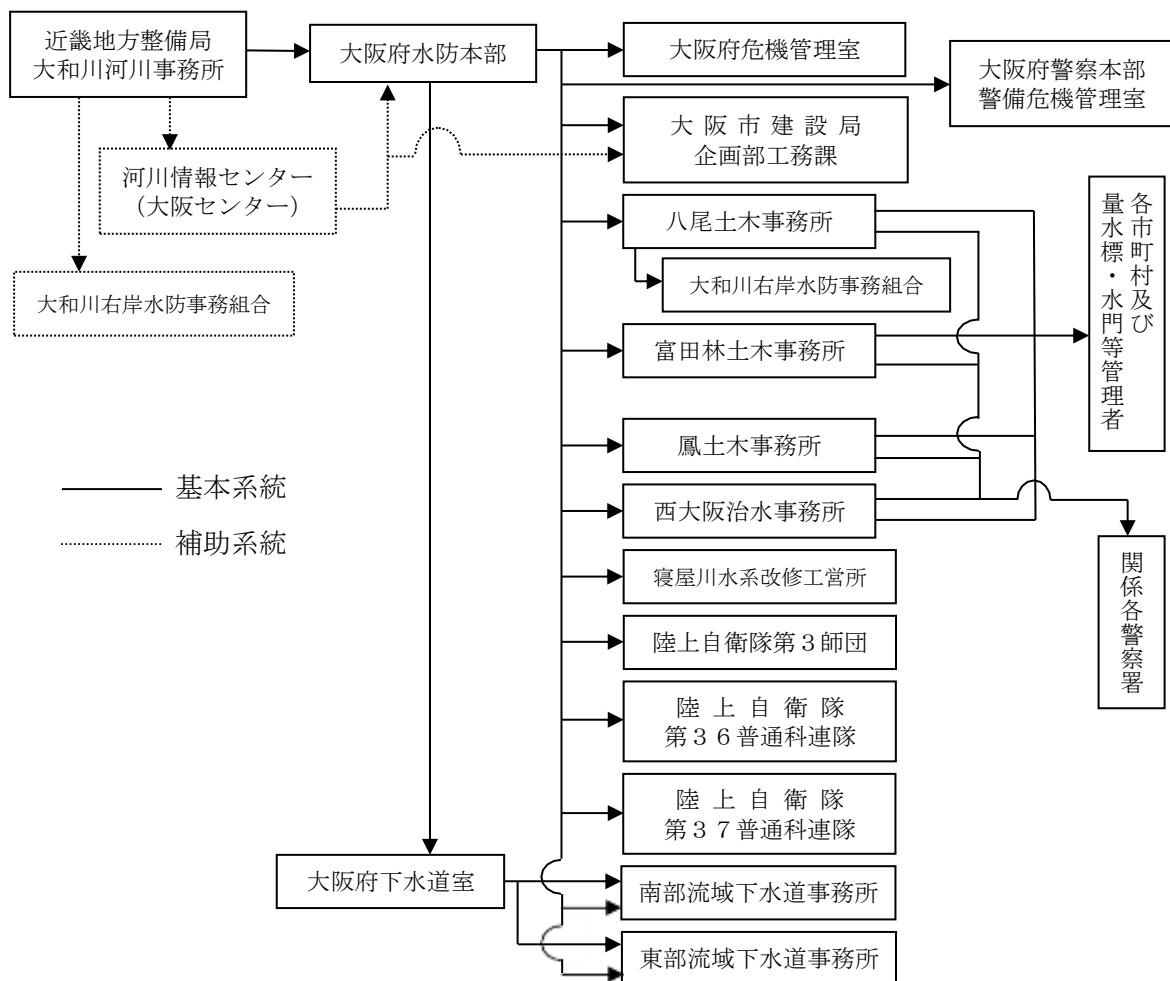
<石川洪水予報通信連絡系統図>



< 寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図 >

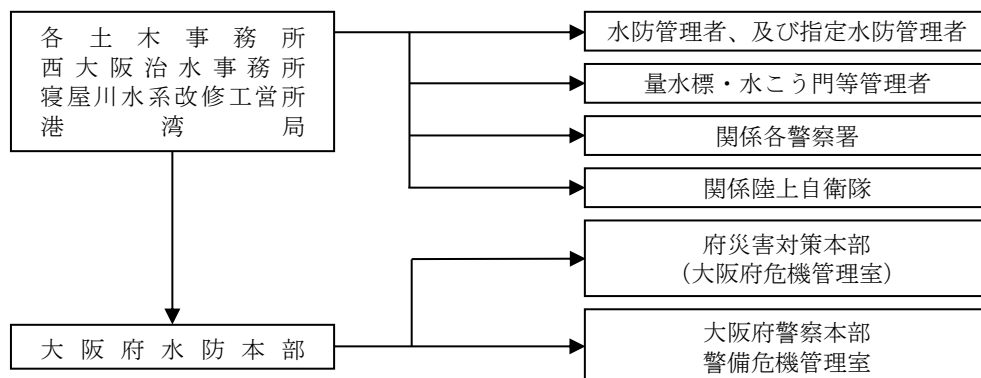


資料３－２１ 国土交通大臣が発表する水防警報（伝達系統含む）



資料３－２２ 知事の発表する水防警報等（伝達系統含む）

＜石川水防警報伝達系統図＞



資料３－２３ 雨量・水位観測所一覧表

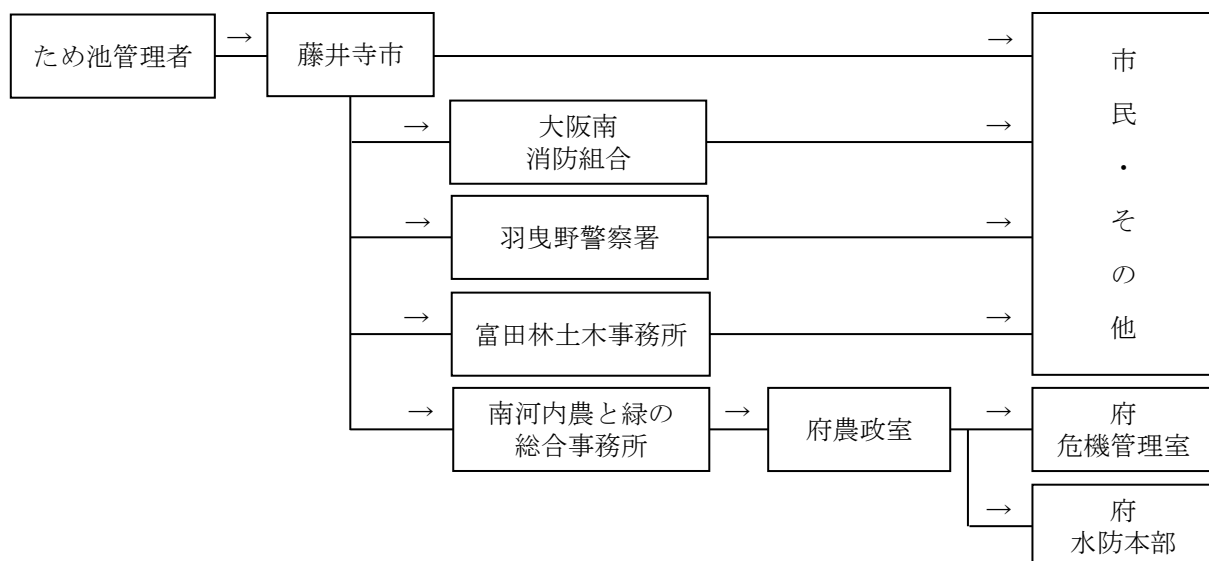
＜雨量観測所一覧表＞

観測所名	所在地	管理者	観測者
市役所	岡 1-1-1	市長	危機管理室
小山雨水ポンプ場	小山 7-7-8	市長	下水道課
北條雨水ポンプ場	北條町 10-18	市長	下水道課

＜水位観測所一覧表＞

観測所名	河川名	所在地	管理者	観測者
小山雨水ポンプ場	大水川雨水幹線	小山 7-7-8	市長	下水道課
北條雨水ポンプ場	京樋雨水幹線	北條町 10-18	市長	下水道課

資料３－２４ ため池水位の通報



資料 3－25 大和川右岸水防事務組合概要

<大和川右岸水防事務組合概要>

名称	管理者	所在地	電話	構成市
大和川右岸 水防事務組合	大阪市長	大阪市住吉区 遠里小野 7-8-18	(06) 6694-0271	大阪市 東大阪市 柏原市 松原市 八尾市 藤井寺市

<管轄区域（大和川筋）>

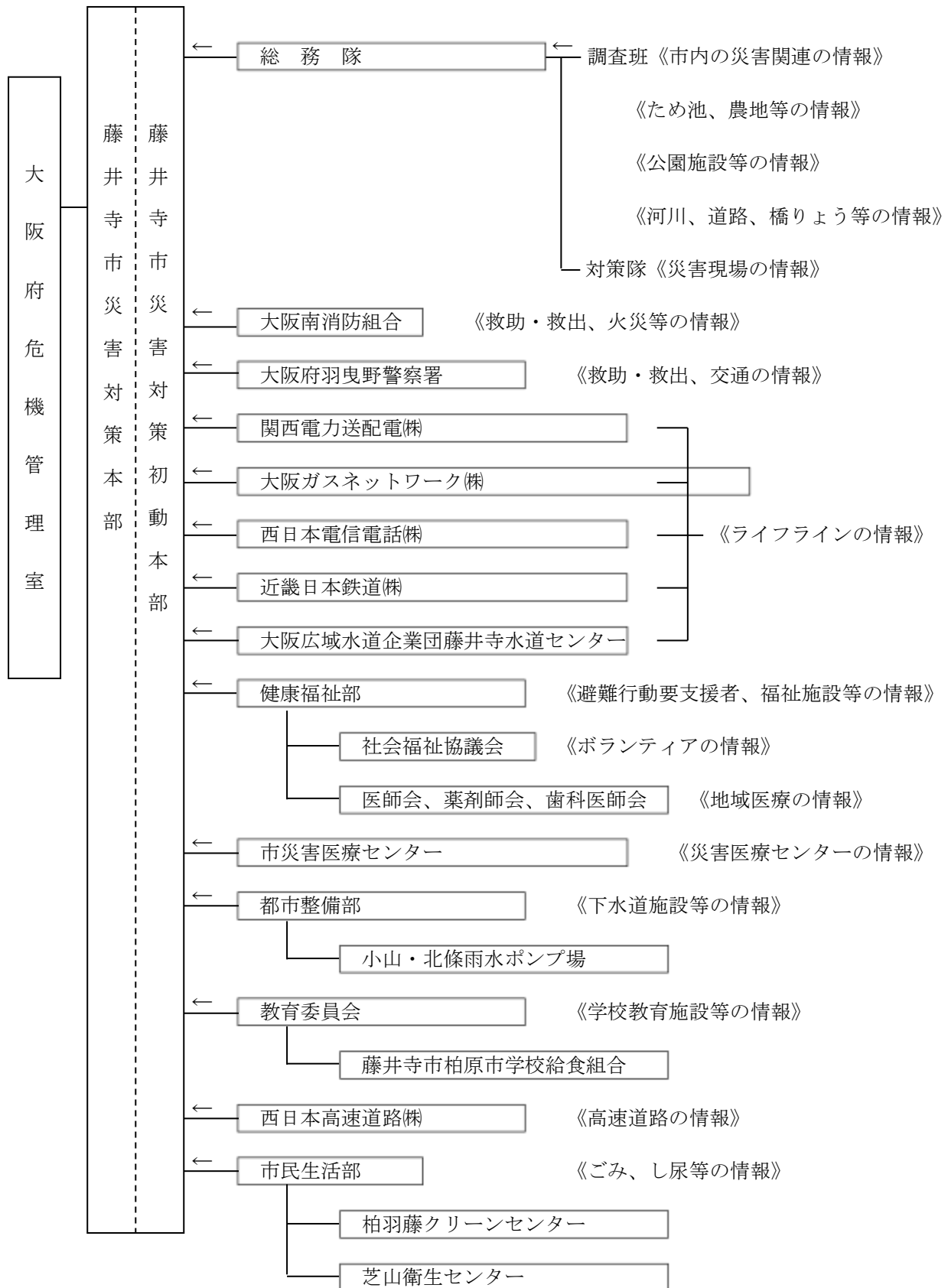
名称	防御区間	堤防延長
藤井寺水防区	柏原市・藤井寺市境界から 藤井寺市・八尾市境界に至る間	1,250m

資料３－２６ 緊急調査担当地区一覧表

＜緊急調査担当地区一覧表＞

	地区名	地区数	小学校区割	担当
1	小山西	8	藤井寺北校区	総務対策部
2	小山			
3	中小山			
4	東小山			
5	小山新町			
6	丹北小山			
7	津堂			
8	恵美坂 2 丁目			
9	南岡	6	藤井寺校区	都市整備対策部
10	北岡			
11	御舟町			
12	小山藤の里町			
13	小山藤美町			
14	恵美坂 1 丁目			
15	春日丘	5	藤井寺西校区	政策企画対策部
16	春日丘新町			
17	藤井寺			
18	東藤井寺町			
19	西古室 1 丁目			
20	青山	8	藤井寺南校区	教育対策部
21	野中			
22	藤ヶ丘 1・2 丁目			
23	藤ヶ丘 3・4 丁目			
24	さくら町			
25	南藤井寺			
26	陵南町			
27	西古室 2 丁目			
28	沢田西	9	道明寺校区	市民生活対策部
29	沢田			
30	沢田南			
31	古室			
32	林 1～4 丁目			
33	林 5・6 丁目			
34	大井住宅			
35	大井			
36	川北	5	道明寺東校区	健康福祉対策部
37	国府			
38	惣社			
39	船橋町			
40	北條町			
41	梅が園町	4	道明寺南校区	こども未来対策部
42	道明寺			
43	三ツ山			
44	土師ノ里			
45	古室 3 丁目			

資料３－２７ 災害情報の収集伝達経路



資料３－２８ 各機関の電話番号・連絡先及び所在地

機関名	連絡先	所在地	電話番号	府防災行政無線 ※	
				防災専用電話	庁内内線電話
〔国関係〕					
大阪管区气象台	予報課	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6303	(8)－ 816-8930	
近畿地方整備局 大和川河川事務所	調査課	柏原市大正 2-10-8	072-971-1381		
陸上自衛隊第 3 師団		伊丹市広畑 1-1	072-781-0021	(8)－ 823-8900	
陸上自衛隊第 3 師団 第 37 普通科連隊		和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	(8)－ 825-8900	
羽曳野労働基準監督署		羽曳野市誉田 3-15-17	072-956-7161		
近畿農政局 大阪府拠点		大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 6 階	06-6943-9691		
〔府関係〕					
大阪府庁	危機管理室 （災害対策課）	大阪市中央区大手前 3-1-43 （府庁新別館北館 3 階）	06-6941-0351	(8)－ 220-8921	(8)－ 200-4880
藤井寺保健所	企画調整課	藤井寺市藤井寺 1-8-36	072-955-4181	(8)－240－ 618-8900	
富田林土木事務所	地域支援・ 企画課	富田林市寿町 2-6-1	(直通)0721-25-1175 (代表)0721-25-1131	(8)－ 304-8910	(8)－ 304-203
南河内農と緑の総合 事務所		富田林市寿町 2-6-1 （南河内府民センター ビル内）	0721-25-1131		
羽曳野警察署	警備課	羽曳野市誉田 4-2-1	072-952-1234		
〔市関係〕					
藤井寺市役所	危機管理室	藤井寺市岡 1-1-1	072-939-1111	(8)－ 526-8900	
藤井寺市消防団	〃	〃	〃		
大阪南消防組合	指令課	藤井寺市青山 3-613-8	072-958-0119	(8)－447－ 11-8900	
柏羽藤環境事業組合		柏原市円明町 666 番地	072-976-3333		
藤井寺市保健センター		藤井寺市小山 9-4-33	072-939-1112		
藤井寺市休日急病 診療所		藤井寺市小山 9-4-33 （藤井寺市立保健セン ター 2 階）	072-939-7194		

※府防災無線について、防災専用電話からかける場合は、無線発信特番（８）が不要です。

機関名	連絡先	所在地	電話番号	府防災行政無線 ※	
				防災専用電話	庁内内線電話
〔公共機関等〕					
西日本電信電話(株) 関西支店	災害対策室	大阪市都島区東野田町 4-15-82 NTT WEST i-CAMPUS B 棟 10F	06-6490-1324	(8)－ 240-570	
(株)NTTドコモ 関西支社	災害対策室	大阪市北区梅田 1-10-1 梅田D Tタワー6 階	06-6457-8621	(8)－ 240-571	
KDDI(株) 関西総支社	管理部	大阪市中央区城見 2-2-72 KDDI 大阪ビル	06-7178-9001	(8)－ 240-841	
ソフトバンク モバイル(株)		大阪市北区小松原町 2-4 大阪富国生命ビル	06-4709-3100		
関西電力送配電(株)		大阪市住之江区浜口西 3-9-5	停電（一般） 0800-777-8026		
大阪ガスネットワーク(株)	(平日昼間) 堺ガスビル NEST 導管計画 チーム (休日・夜間) ●地震・津波 堺ガスビル NEST 対策室 ●その他災害 緊急指令室	堺市堺区住吉橋町 2-2-19	(平日昼間) 072-238-2375 (休日・夜間) ●地震・津波 072-222-0589 ●その他災害 072-222-2716		
近畿日本鉄道(株) 藤井寺駅	駅長	藤井寺市岡 2-7-18	072-955-0037		
西日本高速道路(株) 関西支社（阪奈高速道路 路事務所）	総務課	藤井寺市小山 9-3-1	072-955-9581		
大和川右岸水防事務 組合		大阪市住吉区遠里小野 7-8-18	06-6694-0271	(8)－ 853-8900	
藤井寺市医師会		藤井寺市小山 9-4-33 （藤井寺 市立保健センター3 階）	072-939-3443		
(市災害医療センター) 医療法人ラポール会 青山病院		藤井寺市野中 4-16-25	072-953-1211		
大阪広域水道企業団	藤井寺水道センター	藤井寺市岡 1-1-1	072-939-1111		
(公社)日本水道協会 大阪府支部事務局	豊中市 上下水道局 経 営部 総務課	豊中市北桜塚 4-11-18	06-6858-2911		
大阪市水道局	総務部 総務課	大阪市住之江区南港北 2-1-10	06-6616-5401		
藤井寺郵便局		藤井寺市藤ヶ丘 3-11-14	0570-943-823		
日本放送協会	大阪放送局	大阪市中央区大手前 4-1-20	06-6941-0431		
藤井寺市商工会		藤井寺市岡 1-2-16	072-939-7047		
商店連合会		藤井寺市岡 1-2-16 （藤井寺市商工会館内）			
大阪南農業協同組合		富田林市甲田 3-4-10	0721-25-1451		
	道明寺支店	藤井寺市林 5-8-24	072-955-8885		
	藤井寺支店	藤井寺市岡 1-16-28	072-955-1386		
〔隣接市関係〕					
柏原市役所	危機管理課	柏原市安堂町 1-55	072-972-1501	(8)－ 521-8900	(8)－ 521-2463
八尾市役所	危機管理課	八尾市本町 1-1-1	072-991-3881	(8)－ 512-8900	(8)－ 512-2128
羽曳野市役所	危機管理室	羽曳野市誉田 4-1-1	072-958-1111	(8)－ 522-8900	(8)－ 522-2713
松原市役所	危機管理課	松原市阿保 1-1-1	072-334-1550	(8)－ 517-8900	(8)－ 517-2404

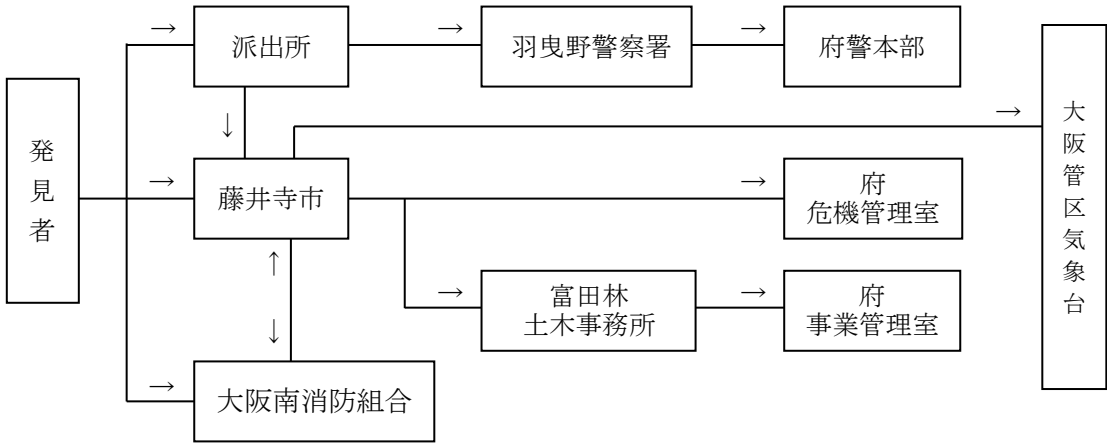
※府防災無線について、防災専用電話からかける場合は、無線発信特番（８）が不要です。

資料 3－2 9 大阪地区非常通信協議会連絡経路

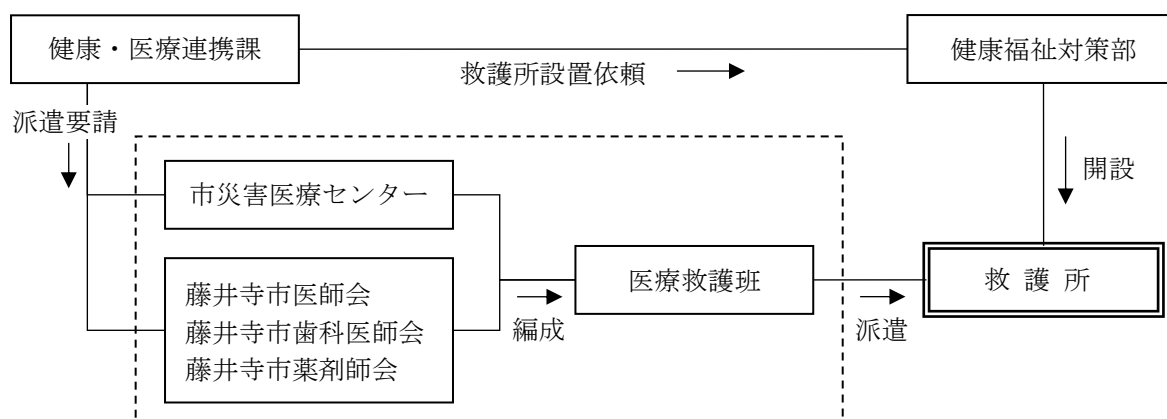
発信 (市町村)	……：使送区間 ---：無線区間 ~~~：有線区間	非常通信経路（中継）			着信 (大阪府)
藤井寺市 危機管理室	---	大阪南消防局（通信指令室）	消防 ---	大阪市消防局 （指定情報センター）	府防 ---
	---	大阪南消防局（通信指令室）		（地域衛星通信ネットワーク） （防 T）：9-200-220-8921 （防 F）：9-200-220-8821	地星 ---
	---	羽曳野警察署（警備課）	警察 ---	大阪府警察本部 （通信指令室）	府防 ---
	同一場所 ……	大和川右岸移動局	水防 ---	大和川右岸 水防事務組合	府防 ---
	2.1K ……	国土交通省 大和川河川事務所 （管理課専門官）	---	近畿地方整備局 （情報通信技術課 通信ネットワーク係）	府防 ---
		（地域衛星通信ネットワーク）		（防 T）：9-200-220-8921 （防 F）：9-200-220-8821	地星 ---

【回線種別の略式記号】	
・・・中 防：中央防災無線網（地上系）・・・中 星：中央防災無線網（衛星系）・・・消 防：消防防災無線網（地上系）	
・・・地 星：地域衛星通信ネットワーク・・・県 防：都道府県防災行政無線網（地上系）・・・市 移：市町村防災行政無線（移動系）	
・・・市 同：市町村防災行政無線（同報系）・・・水 防：水防道路用通信回線・・・警 察：警察用通信回線	
・・・消 救：消防・救急無線・・・防 衛：防衛用通信回線・・・相 互：防災相互通信用回線	
・・・海 保：海上保安用通信回線・・・専 用：電気通信事業者の専用回線・・・電 力：電気事業者用通信回線	
・・・非 常：非常呼出し用周波数（4,630kHz）・・・自 営：前記以外の自営無線通信網・・・その他：その他の通信回線	
・・・斜体文字・二重下線の施設は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される施設（近畿地方非常通信協議会 平成 25 年度調査結果）	

資料 3－3 0 異常現象通報系統



資料 3－3 1 医療救護班の編成



資料 3－3 2 避難所保健衛生支援チーム

- ・避難所保健衛生支援チームは、災害対策配備体制に関係なく本部長の命令により出動するものとする。（自主避難者用としての避難所開設時には、原則このチームは出動しない。）
- ・大和川柏原水位観測所で本市避難判断水位に到達するおそれがあるとき。（5.5m で参集）
- ・石川玉手橋水位観測所で本市避難判断水位に到達するおそれがあるとき。（4.4m で参集）
- ・東除川大堀小橋水位観測所で本市避難判断水位に到達するおそれがあるとき。（3.0m で参集）
- ・地震発生時は、震度 5 弱以上で災害対策本部に自動参集し、本部長の命令により出動するものとする。
- ・出動後は、総務隊に属するものとする。
- ・被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、避難者の健康維持に必要な活動を実施する。
- ・チーム編成は、【保健支援チーム】、【栄養指導チーム】、【歯科衛生指導チーム】の 3 チーム編成により、順次避難所を巡回し、指導・調査等を行う。
- ・コントローラーを本部に配置し、巡回指導等を行うチームの指揮、展開を行う。

資料３－３３ 避難指示等により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動

警戒レベル	市民等がとるべき行動	行動を市民等に促す情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル 1	今後気象状況悪化のおそれ ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）	
警戒レベル 2	気象状況悪化 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨注意報・洪水注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意）
警戒レベル 3	災害のおそれあり ・高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難（市が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）
警戒レベル 4	災害のおそれ高い ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示（市が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険）
警戒レベル 5	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保（市が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害）） ※1

注1 市は、市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注2 避難指示等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 ※1の大雨特別警報は、洪水の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

資料 3-34 大和川・石川・東除川の避難指示等発令基準

① 大和川（柏原観測所）

令和 6 年 2 月現在

発令種別	判 断 基 準
高齢者等避難	・【藤井寺市域右岸側】避難判断水位（6.48m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき ・【藤井寺市域左岸側】避難判断水位（5.78m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
避難指示	・【藤井寺市域右岸側】氾濫危険水位（7.06m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき ・【藤井寺市域左岸側】氾濫危険水位（6.36m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
緊急安全確保	・【藤井寺市域右岸側】氾濫危険水位（7.06m）を超え、氾濫相当水位（9.12m）に到達するおそれが高いとき ・【藤井寺市域左岸側】氾濫危険水位（6.36m）を超え、氾濫相当水位（7.28m）に到達するおそれが高いとき
避難情報解除	・【藤井寺市域右岸側】避難判断水位（6.48m）以下に下がり、今後上昇するおそれがないとき ・【藤井寺市域左岸側】避難判断水位（5.78m）以下に下がり、今後上昇するおそれがないとき ・浸水が発生している場合は、水が引くとともに、市民の立ち入りに危険性が無いと判断できるとき

右岸側：大和川の北側 左岸側：大和川の南側

② 石川（玉手橋観測所）

令和 6 年 2 月現在

発令種別	判 断 基 準
高齢者等避難	・避難判断水位（4.60m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
避難指示	・氾濫危険水位（4.80m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
緊急安全確保	・氾濫危険水位（4.80m）を越え、氾濫相当水位（5.50m）に到達するおそれが高いとき
避難情報解除	・避難判断水位（4.60m）以下に下がり、今後上昇するおそれがないとき ・浸水が発生している場合は、水が引くとともに、市民の立ち入りに危険性が無いと判断できるとき

③東除川（大堀上小橋水位観測所）

令和6年2月現在

発令種別	判 断 基 準
高齢者等避難	・避難判断水位（3.20m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
避難指示	・氾濫危険水位（3.90m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
緊急安全確保	・氾濫危険水位（3.90m）を超え、氾濫相当水位（5.20m）に到達するおそれが高いとき
避難情報解除	・避難判断水位（3.20m）以下に下がり、今後上昇するおそれがないとき ・浸水が発生している場合は、水が引くとともに、市民の立ち入りに危険性が無いと判断できるとき

資料3-35 量水標及び通報水位、警戒水位一覧表

管理者・観測者：大和川河川事務所 TEL 072-971-1381

河川名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団 待機水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	計画 高水位 (m)
石川	道明寺	国府	TP+ 18.000	2.00	3.50	—	—	5.65
大和川	柏原	大井	TP+ 13.500	1.50	3.20	4.50	5.10	7.315

資料３－３６ 避難指示等が対象とする避難行動

「水平避難」・・・現在いる危険な場所から立ち退いて、避難場所や近隣の安全を確保できる場所に移動すること。

「垂直避難」・・・２階以上の安全を確保できる高さに移動すること。

市民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動として必ずしも従来の立ち退き避難を必要としない場合もあることから、「屋内での待避等の屋内における安全確保措置」も避難指示等が対象とする避難行動とし、次の全ての行動を避難行動とする。

- ①避難場所への移動
- ②（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③近隣の高い建物等への移動
- ④建物内の安全な場所での待避

※新型コロナウイルス感染症流行時の避難行動

平時より新型コロナウイルス感染症の特徴を正しく理解していただくことを市民に周知・啓発することが重要であるため、以下の点に留意する。

①適切な避難行動の周知

- ・避難所の指定状況や新たな避難所については、ホームページ、広報紙、防災行政無線、SNS等を活用し、市民に広く周知・徹底する。
- ・開設される多様な避難所等の位置や、避難経路に危険な場所が無いかなど、市民に対しハザードマップや避難情報等で自分の安全を改めて確認するよう啓発する。
- ・自宅で安全が確保できる場合（事前にハザードマップ等で確認）は、必ずしも避難場所に行く必要がないことを市民に周知・徹底する。
- ・親戚や知人宅への避難も検討するよう周知・啓発する。

②必要な物資等の持参の啓発

- ・非常持出品に加え、マスク、体温計、手洗い洗剤、アルコール消毒、台所用洗剤等を可能な限り持参することを啓発する。

災害発生時には、可能な限り事前の体温計測を行ってもらうとともに、避難所での受付時に「避難者カード」に各自の健康状態を記入し持参していただくよう併せて啓発する。

資料 3－37 避難場所等一覧表

（一時避難場所、指定避難所、広域避難場所、二次避難施設（福祉避難所）、緊急避難場所含む）

① 避難場所

●一時避難場所（地震）

地震発生直後、広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合、一時的に市民の生命の安全を確保するための避難に適する場所

番号	施 設 名	所 在 地	面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	藤井寺小学校 運動場	北岡 1-2-29	5,492	5,400
2	藤井寺南小学校 運動場	藤井寺 3-8-1	5,038	5,000
3	藤井寺西小学校 運動場	藤井寺 4-1-57	4,295	4,200
4	藤井寺北小学校 運動場	小山 3-284-1	4,589	4,500
5	道明寺小学校 運動場	沢田 3-6-37	3,248	3,200
6	道明寺東小学校 運動場	国府 2-5-21	5,890	5,800
7	道明寺南小学校 運動場	道明寺 4-9-18	7,167	7,100
8	藤井寺中学校 運動場	御舟町 2-9	10,380	10,300
9	道明寺中学校 運動場	林 6-2-21	9,220	9,200
10	第三中学校 運動場	林 1-2-1	10,218	10,200
11	府立藤井寺支援学校 運動場	川北 2-5-23	2,200	2,200
12	府立藤井寺工科高校 運動場	御舟町 10-1	14,743	14,700
13	府立藤井寺高校 運動場	津堂 3-516	20,702	20,700
14	野中宮山児童公園	野中 2-3	2,850	2,800
15	津堂市民野球場	津堂 3-620-1	11,935	11,900
16	ふじみ緑地	小山藤美町 880-40	6,270	6,200
合 計			124,237	123,400

●広域避難場所（地震）

地震などによる火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から市民の生命の安全を確保するための避難に適する場所

番号	名 称	所 在 地	敷地面積 (㎡)	備考
1	国府遺跡	惣社 2 丁目地内	13, 217	
2	津堂城山古墳	津堂地内	41, 296	史跡城山古墳ガイダンス棟 まほらしろやまを含む
3	野中宮山古墳	野中 2 丁目地内	10, 196	学習畑を含む
4	大井水みらいセンター	西大井 1-407-1	33, 710	ふれあい緑地

●指定緊急避難場所（大和川・石川氾濫時）

大和川・石川が氾濫し、又はそのおそれがある場合に、その危険から逃れるため、垂直避難等が可能な施設又は場所

番号	施設名	所在地	備考
1	大井水みらいセンター	西大井 1-407-1	ふれあい広場
2	道明寺天満宮	道明寺 1-16-40	
3	道明寺	道明寺 1-14-31	
4	府営住宅 藤井寺川北	川北 3-5-1、6-2、7-3	
5	府営住宅 藤井寺大井	大井 5-26-1、12-2	
6	府営住宅 藤井寺小山藤美	小山藤美町 11-1	

② 避難所

●指定避難所（風水害、地震）

家屋の損壊、滅失、浸水、流出などにより避難が必要となった場合に避難所として開設。

災害時等に自宅等での生活が困難な者を一時的に収容・保護する収容施設。

番号	施設名 (電話番号)	所在地	収容場所				災害種類	
			場所名	面積 (㎡)	収容人数 (人) (1.65㎡の場合)	収容人数 (人) (3.3㎡の場合)	風水害	地震
1	藤井寺小学校 TEL 939-7105	北岡 1-2-29	体育館	558※ (2,930)	330 (1,760)	160 (880)	○	○
2	藤井寺南小学校 TEL 939-7115	藤井寺 3-8-1	体育館	510 (1,984)	300 (1,180)	150 (590)	○	○
3	藤井寺西小学校 TEL 939-7125	藤井寺 4-1-57	体育館	509 (1,769)	300 (1,060)	150 (530)	○	○
4	藤井寺北小学校 TEL 938-0791	小山 3-284-1	体育館	503 (1,707)	300 (1,020)	150 (510)	×	○
5	道明寺小学校 TEL 939-7135	沢田 3-6-37	体育館	638 (2,223)	386 (1,330)	193 (660)	○	○
6	道明寺東小学校 TEL 939-7145	国府 2-5-21	体育館	455 (1,744)	270 (1,040)	130 (510)	×	○
7	道明寺南小学校 TEL 939-7155	道明寺 4-9-18	体育館	513 (1,597)	310 (960)	150 (480)	×	○
8	藤井寺中学校 TEL 939-7100	御舟町 2-9	体育館	890 (2,641)	530 (1,590)	260 (790)	○	○
9	道明寺中学校 TEL 939-7110	林 6-2-21	体育館	684 (2,251)	410 (1,340)	200 (670)	×	○
10	第三中学校 TEL 938-0040	林 1-2-1	体育館	717 (2,477)	430 (1,480)	210 (730)	×	○
11	府立藤井寺支援学校 TEL 973-1313	川北 2-5-23	体育館	585	350	170	○	○
12	市民総合会館本館 TEL 939-7020	北岡 1-2-3	〔1階〕 小会議室E ふれあいプラザ 〔4階〕 小会議室 A・B・C・D 中会議室 A・B 〔5階〕 多目的室 和室A・B 絵画教室 音楽教室 茶室	901	540	260	○	○
13	市民総合体育館 TEL 939-1141	大井 1-2-20	主競技場 多目的室1・2	1,921	1,160	580	×	○
14	心技館 TEL 939-1141	大井 1-2-20	〔2階〕 会議室 1・2・3・4・5 〔3階〕 剣道場 柔道場	820	490	240	×	○
15	府立藤井寺工科高校※ TEL 955-0281	御舟町 10-1	体育館 〔1階〕 剣道場 柔道場 〔2階〕 体育場	1,175	710	350	—	○
16	府立藤井寺高校※ TEL 939-7750	津堂 3-516	体育館 〔1階〕 剣道場 柔道場 〔2階〕 競技場	1,520	920	460	—	○
合 計				13,180 (28,526)	7,896 (17,090)	3,893 (8,490)		

○利用可 ×利用不可

※ 藤井寺工科高校、藤井寺高校は、大阪府との覚書等により、地震時のみ使用

注 () 内の数字は普通教室及び一部特別教室を含んだ面積・収容人数

※ 各施設の収容人数は、各部屋ごとの面積を一人当たりの所要面積で割り算出される収容人数の合計

<指定避難所の一人当たりの所要面積>

被害想定で被害が最大である生駒断層帯地震の場合には、一人当たりの所要面積は概ね 1.65 m²とし（大阪府が「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について」の「避難所必要面積について」で示している数字は一人当たり 1.65 m²である）、その他の地震（特に近いうちに高い確率で発生が予想される南海トラフ地震）では被害想定の数が少ない為、一人当たりの所要面積は概ね 3.3 m²とする。

●二次避難施設（福祉避難所）

避難所における生活が長期にわたると予測されるときは、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮し、指定避難所から二次的避難を行うための施設

<二次避難施設（福祉避難所）一覧>

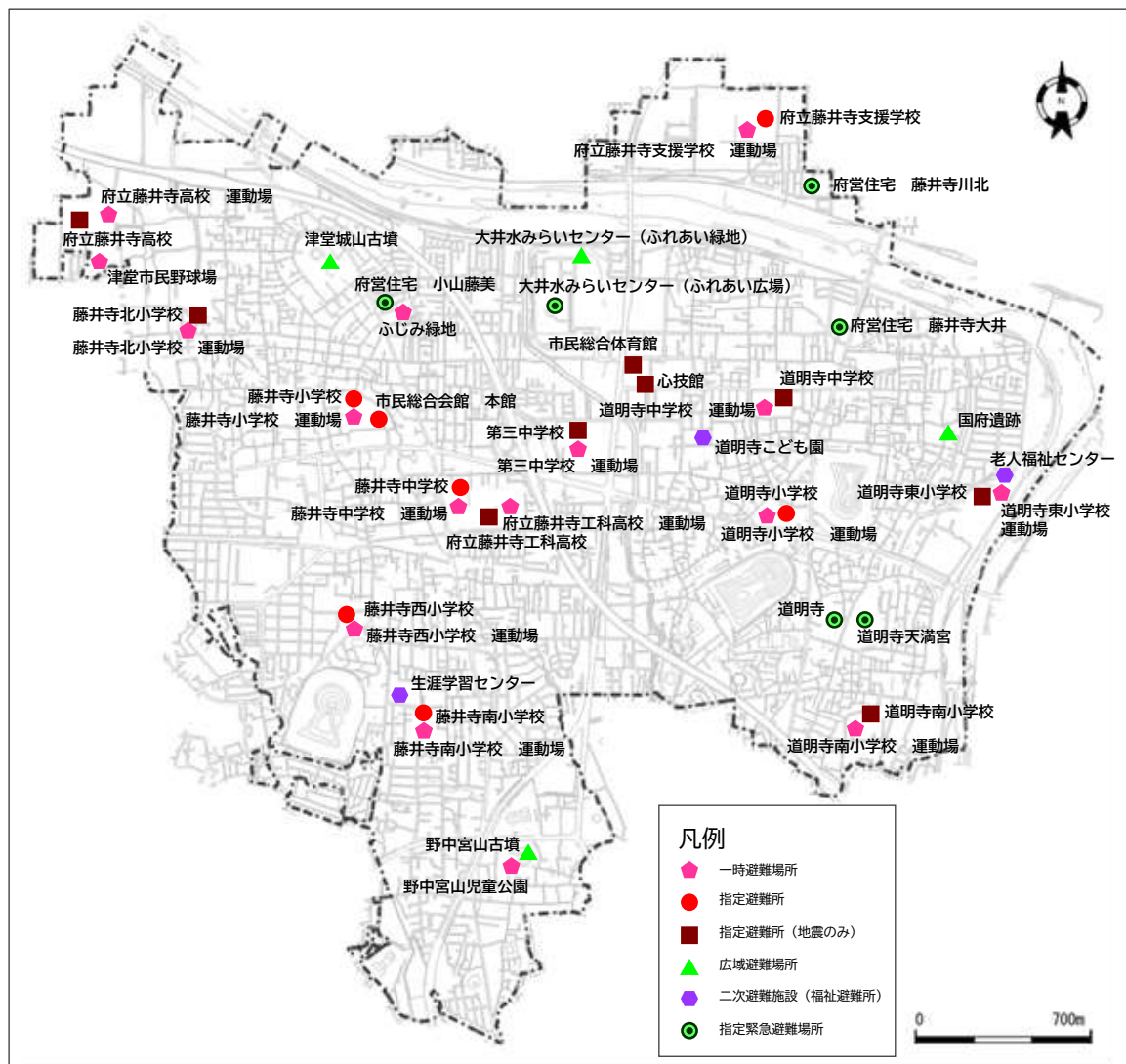
番号	施設名 (電話番号)	所在地	収容場所		
			場所名	面積 (m ²)	収容人数 (人)
1	老人福祉センター TEL 939-7010	国府 2-5-38	〔1階〕 大広間 和室(松) 和室(竹) 和室(梅) 和室(鶴) 和室(亀) 〔2階〕 中広間 〔別館〕 別館1 別館2 別館3	514	150
2	生涯学習センター TEL 952-7800	藤井寺 3-1-20	〔1階〕 和室3室 〔2階〕 幼児コーナー 〔3階〕 視聴覚室 音楽教室○ アトリエ○ 研修室	513	150
3	道明寺こども園	林 3-1-25	〔1階〕 多目的スペース 〔2階〕 遊戯室	277	80

※各施設の収容人数は、各部屋ごとの面積を一人当たりの所要面積で割り算出される収容人数の合計

<二次避難施設（福祉避難所）の一人当たりの所要面積>

一人当たりの所要面積を概ね 3.3 m²とする。

資料３－３８ 避難場所等の位置図



資料 3-39 警戒区域の設定

時機等	要件	設定権者	内 容	根拠法令
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき	市長	警戒区域を設定することができる。	災害対策基本法 第 63 条
		警察官	市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。	
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にはない場合に限り、警戒区域を設定することができる。	
府の地域に係る災害が発生した場合	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	知事	市長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代行しなければならない。	災害対策基本法 第 73 条
ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合	当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防長 又は 消防署長	火災警戒区域を設定することができる。	消防法 第 23 条 の 2
		警察署長	消防長若しくは消防署長（権限の委任を受けた消防吏員又は消防団員を含む）が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、火災警戒区域を設定することができる。	
火災の現場 （水災を除く他の災害について準用）		消防吏員 又は 消防団員	消防警戒区域を設定することができる。	消防法 第 28 条、第 36 条
		警察官	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定することができる。	
水防上緊急の必要がある場所		水防団長 水防団員 消防機関に属する者	警戒区域を設定することができる。	水防法 第 21 条
		警察官	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができる。	

資料 3－40 交通規制の実施責任者

	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第 1 項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 76 条第 1 項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第 4 条第 1 項
	警察署長	道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第 5 条第 1 項
	警 察 官	道路における交通が著しく混雑する恐れがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第 6 条第 2 項 第 4 項

資料３－４１ 緊急物資集積場所（藤井寺市、大阪府）

① 藤井寺市における緊急物資集積場所

施設名	所在地	備考
市民総合会館 本館 1 階駐車場	北岡 1-2-3	
本庁 別棟バス車庫	岡 1-1-1	
本庁 地下駐車場	岡 1-1-1	

② 大阪府における緊急物資集積場所

区分	対象地区	所在地
陸上輸送基地	1 日本万国博覧会記念公園 2 北大阪トラックターミナル 3 大阪府立消防学校 4 東大阪トラックターミナル 5 大阪城公園（東部地区） 6 大阪府北部広域防災拠点 7 大阪府中部広域防災拠点 8 大阪府南部広域防災拠点	吹田市千里万博公園 1-1 茨木市宮島 2 大東市平野屋 1-4-1 東大阪市本庄中 1-87 大阪府中央区大阪城 吹田市千里万博公園 5-5 八尾市空港 1 丁目 209-7 泉南市りんくう南浜 2-14
航空輸送基地	1 大阪国際空港 2 関西国際空港 3 八尾空港	豊中市蛍池西町 3-555 泉南郡田尻町泉州空港中 1 八尾市空港 2-12
海上輸送基地	1 大阪南港（A岸壁） 2 堺泉北港（堺浜 1 号岸壁-7.5m） 3 堺泉北港（汐見 5 号岸壁-12m） 4 堺泉北港（助松 1 号岸壁 - 9m） 5 堺泉北港（助松 9 号岸壁 - 12m 暫定）	大阪市住之江区南港南 3 堺市堺区築港八幡町 泉大津市汐見町 泉大津市小津島町 高石市南高砂
河川輸送基地 （船着場）	【国土交通省近畿地方整備局設置 緊急用船着場】 1 淀川／海老江緊急用船着場 2 淀川／新北野緊急用船着場 3 淀川／柴島緊急用船着場 4 淀川／毛馬緊急用船着場 5 淀川／佐太緊急用船着場 6 淀川／鳥飼緊急用船着場 7 淀川／点野緊急用船着場 8 淀川／大塚緊急用船着場 9 淀川／枚方緊急用船着場	大阪市福島区海老江 3 大阪市淀川区新北野 大阪市東淀川区柴島 2 大阪市都島区毛馬町 4 守口市佐太西町 1 摂津市鳥飼下 寝屋川市点野 1 高槻市大塚 高槻市大塚

区 分	対象地区	所在地
河川輸送基地 (船着場)	【大阪府設置 防災船着場】	
	10 神崎川／高浜防災船着場	吹田市内本町 3
	11 神崎川／榎木防災船着場	吹田市芳野町
	12 神崎川／三国防災船着場	大阪市淀川区新高 5
	13 神崎川／佃防災船着場	大阪市西淀川区佃 2
	14 神崎川／西島防災船着場	大阪市淀川区西島 2
	15 堂島川／福島港（ほたるまち港）	大阪市福島区福島 1
	16 堂島川／大阪国際会議場前港	大阪市北区中之島 5
	17 堂島川／ローズポート	大阪市北区中之島 1
	18 安治川／大阪市中央卸売市場前港	大阪市福島区野田 1
	19 木津川／大阪ドーム千代崎港	大阪市西区千代崎 3
	20 尻無川／大阪ドーム岩崎港	大阪市西区千代崎 3
	21 大川／八軒家浜船着場	大阪市中央区天満橋京町
	【大阪市設置 防災船着場】	
	22 道頓堀川／太左衛門橋船着場	大阪市中央区宗右衛門町
	23 道頓堀川／湊町船着場	大阪市浪速区湊町 1
	24 道頓堀川／日本橋船着場	大阪市中央区道頓堀 1
	25 東横堀川／本町橋船着場	大阪市中央区本町橋
	26 城北川／西大宮橋船着場	大阪市旭区
	27 城北川／中葦橋船着場	大阪市城東区
	28 城北川／今福大橋船着場	大阪市城東区

出典：大阪府地域防災計画 関連資料集（令和 2 年 3 月）大阪府選定の輸送基地

資料３－４２ 災害の認定基準

<国の被害認定統一基準>

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

<藤井寺市における災害救助法適用基準>

世帯数（世帯）	人口（人）	1号適用 基準世帯数（戸）	2号適用 基準世帯数（戸）
27,814	63,688	80	40

注) 世帯数及び人口は、令和2年国勢調査による。

2号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が2,500世帯以上であることが要件である。